

平成31年3月19日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 森園敦志 総務課長 高島浩介 町・ひと・じと性銀 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課長 三好浩之 産業課長兼 日高泰明 住民課長 福島敬彦 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 小野清人 教育委員会事務局長 吉田淳 生涯学習課長 矢動丸栄二 文化課長 中島洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局係長 江崎智恵

議事日程 平成31年3月19日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	5番 田中静雄	1. イオン上峰店、閉店後の再開発について 2. 子供達のいじめ、虐待について 3. ふるさと納税について
6	8番 大川隆城	1. 中心市街地再開発について 2. 療育センター整備にむけて 3. L.G.B.Tへの積極的な取組みについて 4. 次期ごみ処理施設建設について 5. 小・中学校への携帯電話、スマホの解禁について
7	6番 原田 希	1. 消防団の充実について 2. 生活環境の整備について 3. 中心市街地の再開発について
8	1番 鈴木千春	1. 中心市街地活性化事業について 2. ゴミ処理等環境衛生について 3. 雇用対策について 3. 農業の振興について
9	2番 大川徹也	1. 日常生活支援が望ましい方々に対する行政施策は 2. 町の行政の業務内容について 3. 農地・水・環境保全向上対策（現：多面的機能支払交付金）事業の交付金について 4. ふるさと納税の支出の透明化について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番田中静雄君よりお願いします。

○5番（田中静雄君）

皆さんおはようございます。きょうは私、トップバッターということで、ただいま議長さんのほうから質問の機会をいただきました。通告書に沿って質問をさせていただきます。

昨日の一般質問の中でもありましたけども、かなり重複するところがあると思いますけども、よろしく願いをいたします。

大きく分けて、3項目に質問をいたします。

まず第1目、イオン上峰店、閉店後の再開発についてということで、要旨1、土地建物の無償譲渡の基本合意の手続きは、どうなっているのかということで、これも昨日、同僚の議員から質問がありましたので、全くこう重複しますけども、よろしく願いをいたします。

このイオン上峰店、閉店により上峰町のシンボルの一つが消えてしまって、非常に何か寂しさを私は感じております。

そこで、要旨2として、再開発施設の構想は、まとまったのかということで質問をさせていただきます。

要旨3として、無償譲渡で受けて、受けてというてもおかしかですね、再開発するまでの土地建物の管理はどうなっているのかということをお聞きさせていただきます。

質問事項2番目の子供達のいじめ、虐待についてお伺いをいたします。

要旨1として、小学校4年生の子供が虐待を受けて、親からの虐待を受けて死亡した事件がありました。非常にむごい事件であります。それで、昨今、テレビ、新聞等でもいじめ、虐待についてたびたび報道されています。

全国では、虐待の疑いがあるということで、1,380人の方が虐待を受けたということでもあります。被害を受けた子供というのは1,392人ということで、かなりの子供たちが学校生活だけではなくて、下校後の私生活においても虐待を受けている状態があります。

そこで、質問要旨として、1、上峰小、中学校の生徒達の「いじめ」「虐待」などの問題は無いのかということで質問をさせていただきます。

要旨2番目に、その上峰小、中学校の子供たちが、いじめというのはあるかないかわかりませんが、いじめというのがあるかないのか、どのようにして把握されているのか、お伺いをいたします。

大きく分けて、3番目のふるさと納税について、総務省の指導で返礼品は30%以下、及び地場産品としているが上峰町は、問題ないのかどうかお伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、イオン上峰店、閉店後の再開発について、要旨の1、土地建物の無償譲渡の基本合意の手続きは、どうなっているのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。田中議員の質問事項1、イオン上峰店、閉店後の再開発について、要旨1、土地建物の無償譲渡の基本合意の手続きは、どうなっているのかについてに関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

イオン九州株式会社と1月15日基本合意をし、イオン九州株式会社が保有する土地の一部及び建物について、条件つきではありますが、イオン九州株式会社は譲渡の意思があり、上峰町は譲り受ける意思があるという基本的な意思確認を行っております。

以後、財産移転の時期、方法、公租公課など、スムーズな移転ができるよう事務レベルでの作業と協議を引き続き行っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

1月15日に無償譲渡にすることが決まったということでもあります。これは昨日もそういう答弁で私もわかりましたけども、この無償譲渡するときの条件で、イオン上峰店も何といつかね、事業所として入ってくるようなことがあるようですけども、そのイオン上峰店が入ってくる規模、どれくらいの規模なのか、今まであったようなイオン上峰店の大きさの規模なのか、いろんなことがあると思いますけども、何らかの、そのほかにまた条件というのはあるのかないのか、ただ上峰店が入ってくるということだけなのか、その辺をお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうで伺っている内容といたしましては、再入店が決定したということではございません。再入店を検討しているというレベルのものでございます。したがって、仮にちょっとそれが成就したとしてですね、出店の規模等に関しては、ちょっとまだ何とも言えないというような状況になっております。

それと、まだほかにも何か条件がというようなお話だったかと思いますが、イオン九州株式会社側におきましても、双方の協議によります細かい条件整備を踏まえた上で、社としての意思確認というのは再度必要なんじゃないかというふうに考えております。

また、詳細を申し上げることによりまして、イオン九州株式会社の競争上の地位を阻害するおそれがあったり、株価への影響を与える可能性もございますので、答弁を差し控えたい

というふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

私は、イオン上峰店が今の再開発するところに入ってくるということは、もう大賛成であります。いつか議会で買い物難民のことも申し上げました。特にイオン上峰店というのは、普通の商店と比べてですね、非常に、例えば、お菓子でいうと駄菓子とかそういうことではなくて、地場産品も含めて、そのお土産のコーナーがあり、また、贈答品がかなり整備をされております。

特に贈答品というのは、やっぱりイオン上峰店がないと遠いところまで買い物に行かにかい。上峰町周辺のスーパーでも贈答品というのがありますけども、非常に限られた品物、非常に数が少ないです。イオン上峰店のことから比べると、非常に問題にならないくらいの規模なんですね。

そういう面で言っても、買い物難民を助かるためには、その贈答品、それからお土産コーナー、そういう充実した業者が入ってくるということは、非常に私も賛成をしております。期待をしております。

そこで、無償譲渡ということで基本合意が決まったようですけども、これは書類上の合意というのはいつごろされるのか、多分きのうも答弁があったような気がしますけども、再度お願いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

書面でいかがかというお話だとは思いますが、基本合意に関しましては、基本合意書という形での合意形成をしてございます。はい。

また、さらに細かい、先ほども申し上げたような公租公課をどうするかとか、移転時期をどうするかと、そういったところを再度煮詰めなきゃいけないので、そこにつきましては、また別途行おうというふうに考えております。

時期的なものに関しましては、今、私どものほうでPFI事業者の候補手続を今踏んでいるところでございますので、そちらのほうの優先契約事業者のほうを5月末ごろには決定したいという意向を持っておりますので、その事業者さんたちがこれに決まった後にスムーズに動けるような環境形成を整えたいというふうには考えておりますので、それ以降ですね、しっかりとした再度合意形成が図ればというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

いずれにしても、これから大変忙しい時期がやってくると思いますけども、ぜひとも余りゆっくりはできないと思いますので、精力的にこの上峰町のイオン跡地の再開発については取り組んでいただきたいと思います。

この項に関してはこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、再開発施設の構想は、まとまったのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、イオン上峰店、閉店後の再開発について、要旨の2、再開発施設の構想は、まとまったのかに関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

町としましては、これまで中心市街地の核として構えておりましたイオン上峰店が閉店した事実を受けまして、中心市街地の空洞化を避けたいと考えております。

これまで上峰町民だけではなく、周辺市町の住民の利便性に寄与した店舗が閉店するわけですから、商業ベースの施設は必要だというふうに考えております。

また、要望が多いブックカフェ、実習室、ギャラリーといったメディアテークや健康増進施設、子育て支援施設に加え、地域振興施設や、周辺には集合住宅などの構想もなされております。複合施設による人だまりの創出を狙っていきたい考えを持っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

イオン跡地の活用について、中心市街地の活性化について、町民の意見を募るまちづくり会議というのが設置されたと思います。女性を中心に、消費者や生活者の目線から中心市街地のあり方について意見を出してもらっておられると思います。

このまちづくり会議の中で、上峰、特に女性の方からの意見が集約されておりますけれども、どのような意見があったのでしょうか。公表できなかつたら仕方ありませんけれども、公表できるとしたら、一、二点教えてもらいたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

意見聴取の状況はということで理解をしております。

女性目線、生活者目線で、こういうのがあったらいいなというような施設を主に聴取をしているところでございます。

大別いたしますと、収益性のあるような商業施設、あと憩う場所だったり、緑地公園があったりとか、あとは料理教室なんかもあったらいいなと。それで、そういったものにより付加価値がつくものであったり、文化、カルチャー施設な分類、こういったものに関しての意見があったと思います。

また、経営的な視点といいますか、収益性を重視するような商業施設も重要視をもちろんされてはおられるんですけども、公的機能においても、かなり公共というものに関して

重視をなされている、そういう意見が多かったようにこちらのほうでは感じているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

上峰町民からのいろんな考え方、意見が出された。二、三点紹介がありましたけども、それを踏まえての事業者の募集になるのか、そのいろんな意見を参考にして、その参考意見の実現に向かって事業者の募集をされていくのか、その辺はいかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらのこういった団体に限らずですね、ほかからもいろいろ聴取をしておりますので、そういった意見を踏まえた上で、私ども募集要項を作成して公募に至っているという状況でございます。

○5番（田中静雄君）

このイオン再——どうもありがとうございました。わかりました。

イオン再開発について、以前に説明をいただきました。その中で、イメージ図がありましたけども、これはあくまでもイメージだということですが、今の既存の建物、もちろんそれに付随する駐車場とかいろいろありますけども、その建物を活用しての再開発なのか、それともそれを解体して新たにつくり上げていくものか、どちらでしょうか、ひとつ伺いをいたします。

それと、イメージですから、そのイメージに対して余り突っ込んだ話はできないと思いますが、イメージ図面、絵を見てみると、かなり立派な、青々とした非常に立派なところだと思いますけども、あそこに集合マンションというのが2棟ほど建っておりますけども、あの集合マンションというのは、かなり超高層、上峰でいえば超高層の集合マンションになると思いますけども、例えば、あれを一つ建てるのでもですね、私は35億ぐらいかかるんじゃないかなと自分では思っています。それが2棟ありますから、とてつもないお金でありますけども、その集合マンションとか、そういうやつも含めて解体をしてやっていく予定なのかどうかを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

パース絵のサンプルを見られての御意見かというふうに思っております。

当然ああいう建物の形状が違ったものになればですね、当然解体という話にはなってくるだろうと思いますけれども、実際のところの費用とかコスト感とか、そういったものを含めてですね、事業者から提案がなされてくるものというふうに思っております。

ですので、その後、もう一つございましたけれども、（発言する者あり）ああ、住宅ですね。済みません。失礼いたしました。

その住宅に関してもですね、実際のコストの評価がどれぐらいかかるのかというのは、今、

応募されている事業者さんたちが実際に積算をしてきて、どれぐらいかかるというような形で出してくるものがございます。

これはPFI事業でございますので、民間資金を活用してつくる事業になります。ですので、一旦のコストというのは、一旦民間事業者が支出するという形になりまして、私ども公共といたしましては、そのうち、公共が入るスペース、これに関してどの程度使うのか、それに応じたところで私どものほうで予算を支出するという形になりますので、全ての総工費を町が負担するということではございませんので、そのところは御理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

実際の主体は、今応募されている事業者さんのうち優先契約事業者が決まって、そこが最終的に契約相手方となった際に、その事業者さんがするか、あるいはその事業者さんが組成するSPCが行うかということになりますので、実際の運営は彼らがやっていくというような認識で御理解いただきたいというふうに思っております。

○5番（田中静雄君）

これから事業者さんのいろんな意向を聞いてやっていくということだろうと思います。わかりました。

それで、特に女性を対象にして、いろんな意見の集約、考え方の集約をされたと思いますけども、私はその再開発に向けて、こういうことも考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

過去に研修で沖縄のほうに行きました。沖縄の豊見城だったと思いますけども、そこに、その豊見城のいろんなやっている、行政でやっているいろんな項目、それから観光案内所もありましたし、それからパンフレットを、観光についてのパンフレットをずっと陳列されておりました。それと、町の――町というかね、市のいろんな行事、これを市民に伝える、伝えていく施設というんですかね、コーナーがありました。

そこで、上峰町でもその跡地の利用で、行政の一つの出先機関みたいな、一角にですね、出先機関みたいなどところをつくってもらって、これからの上峰町を町外に向かってPRしていくような、発信していくような設備があったらなと自分では思っています。

そして、町民、そこに商業ベースもできると思いますけども、そこに買い物に来られた人が、今、上峰町で取り組んでいること、いろんなそこに来れば上峰町の状態がわかるような資料があったり、ビデオ放映があったり、そのお客さん――お客さんというか、市民に対してサービスできる、そして、町外に向かってPRできるような施設があったらなと自分は思っています。

まだまだ上峰町というのは都会ではありませんので、ちょっと時期尚早かなという気がしますが、これから20年後、30年後の先々のことを考えて、そういう施設もあってもいいんじゃないだろうかなと。あくまでもこれはそのイオン跡地の一角を利用して、そういう

上峰町をPRする、発信していく、そういう設備があってほしいなと思いますけども、そういう上峰町自体として、そういう考え方、構想というのはどうでしょうか、あるのでしょうか、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに思いは同じでございます。議員の言われたのとですね。

私どももせっかくそういった新たなですね、施設をつくるということであるのであれば、もちろん公共としてですね、そういった情報発信基地といいましょうか、情報を発信できるような、内外へですね、そういったものもこちらの中には十分含めているところでございますので、そういった思いのもとに私どものほうも作業を進めているというふうに御理解いただければ幸いです。

○5番（田中静雄君）

思いは一緒ということで安心をいたしました。ぜひとも、そういうコーナーをひとつ設けてもらいたい。希望です。お願いでございます。

そこで、そのコーナーのことについてでございますけども、所信表明の中にもありましたけども、ちょっと教育長にひとつお伺いをいたします。

教育方針の中の所信表明でございましたけども、その中のちょっと一文、ちょっと読んでみますけども、中心市街地の再開発において、さまざまな角度から御要望もいただいておりますということです。図書館や児童館の機能を持った開かれた施設、広く生涯を通じての学びの場の学習スペースの確保、音楽や美術、文化、映像などいろいろとありますけども、その中に図書のこともあったと思いますけども、多様なニーズに応えるさまざまな価値を内装した複合施設として、メディアテイクの具現化に進めていきたいということでございます。学びの場ということで、もちろん図書室とか学習スペースなんかも入っているとは思いますが。

ところが、これは非常にいいことだと私は思いますけども、もう一つ、生涯学習の中でふるさと学館についても述べられておられました。そこでも……

○議長（中山五雄君）

田中議員、質問の要旨が違うみたいですよ。イオン上峰店、閉店後の再開発についてという中での質問、教育問題はここには入ってないですけど。

○5番（田中静雄君）

入っていませんけども、その中の関連ということで、構想という中身のことで私質問していますけども。

○議長（中山五雄君）

ああ、2番目のですね。

○5番（田中静雄君）

はい。

○議長（中山五雄君）

構想の中に教育問題ば入れとっちゅうことですか。

○5番（田中静雄君）

はい。

○議長（中山五雄君）

そしたら、これは括弧書きで書いてもらわないとですね。

○5番（田中静雄君）

はい。

○議長（中山五雄君）

ここには書いてないもんですから、どこを言われてるかなという感じですね。あとの、そしたら子供たちのいじめ関係で、その辺で出せないですか。

○5番（田中静雄君）

んっ。だから、再開発施設の。

○議長（中山五雄君）

ああ、わかりました。それなら、構想の中で。

○5番（田中静雄君）

構想の中で。

○議長（中山五雄君）

はい。

○5番（田中静雄君）

ひとつお願いをしたいと思いますけども。

○議長（中山五雄君）

はい。

○5番（田中静雄君）

その一角を利用して、学びの場とか、そういう構想をどうでしょうかということで、今、思いは全く一緒ということだったので、その構想の中に私は図書、図書館とかそういう項目もですね、ふるさと学館にもあります。それから、中心市街地のほうにもそういうスペース、学びの場のスペースを設けたいということがありましたので、私は図書館とか、ふるさと学館の図書館とか、そういう幾つがあってもじゃなくて、中心市街地の中の一角を利用して、そこに集中して、そういう設備をつくって充実したほうがいいんじゃないかということを思っております。

そういうことで、両方、ふるさと学館も充実していくのか、中心市街地に重点を置いていかれるのかということでお伺いをいたします。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。

○教育長（野口敏雄君）

おはようございます。田中議員からの御質問でございました。

私も教育方針のところではそういった構想については述べさせていただいたところございまして、また、今、議員からのいろいろなお話のとおり、例えば、図書館であるとか児童館的な施設、意味合いを持った施設であるとか、そういう単体としての施設設備を考えていくという時代ではもうないのではないかと。いろいろ住民の皆様や町外の皆様からのニーズ等も非常に多様化しているという状況でございますので、複合した、いろんな機能が複合したようなそういう施設というものを構想してまいりたいと思っておりますのでございました。

ただ、中心市街地の跡地のところにつきましては、教育委員会がこう所管しているというわけでもございませんので、創生室を中心にですね、そして、民間からのいろんなアイデア等をいただきながら、今、詰められているところだと思います。

ただ、教育委員会としては、当然これまでの御要望等もありましたような図書館的な機能であるとか、あるいはそれを少し憩いの場も含めたブックカフェ的であるとか、児童館的な機能も必要ではないかとか、いろんな御意見もいただいておりますので、まだこの段階でそれを、ふるさと学館のものを中心市街地に持っていけるのかどうかということもまだ言えないという状況ではございますけれども、中身的にはどちらかでそういう充実したものをですね、つくっていきたいという思いはあるということでもあります。総じて言うと、議員さんがおっしゃったようなことと私も思いは同じでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

ありがとうございました。

そしてもう一つ、私の要望になるかと思っておりますけれども、以上の一角を利用した商業施設だけでなく、上峰町の出先機関という思いは一緒ということでもありますので、そこに上峰町民が、または子供たちが自由に学べるようなスペースというのもひとつつけ加えてもらいたいと、つけ加えてもらったらどうかというふうに思っています。

というのは、佐賀、あれは何と申したかね、ゆめ大学、アバンセでありますけれども、そこには子供たちが自由に入って行って、そのスペースで勉強している、本を読んで勉強している。そういうスペースが、そんなに広くは要らないと思っておりますけれども、そういうスペースも、そういう発信、上峰町を発信するコーナーの中にそういうスペースもひとつ考えて、これから検討してもらえればなど自分では思っています。私の要望でございます。

この点については、これで私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

要旨の3、無償譲渡を受けて、再開発するまでの土地建物の管理は考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、イオン上峰店、閉店後の再開発について、要旨の3、無償譲渡を受けて、再開発するまでの土地建物の管理は考えているのかに関して答弁をいたします。

これに関しましては、イオン九州株式会社とも検討を重ねている項目の一つでございます。所有権移転後は町に管理責任が生じることから、極力費用が生じないよう相手方と折衝しているところです。

所有権移転だったり、工事の着手だったり、SPCを組成するのであれば、その組成のタイミングなど幾つかの要素におけるそれぞれのタイミングを見きわめる必要があります。そこは留意しながら、私どものほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

再開発するまでは相手方ともこれから折衝していく、やっていきたいということで、もうそのとおりだと思いますけども、今、上峰のイオンの跡地というのは、トラロープは全部じゃないけどあります、張ってあります。駐車場には、そこでイオンの中にあっというんなテーブルとか、いろんな備品というのがもう、かなりの広範囲に仮置きしている状態ですけれども、私が心配したのはですね、あの無償譲渡を受けてから、いろんな管理を本当にしっかりやらしてもらわないと、再開発するまでの管理をやらしてもらわないと、そこに例えば暴走族じゃないが、バイクでブンブンブン走り回ったり、それから連れ込みとか、そういうことに遭った場合には、非常に新聞沙汰になったりすると上峰町としてのイメージが大分崩れていきますので、その辺の管理をしっかりやらしてもらいたいということで、この質問をさせてもらっているところでございます。

それで、これは管理ということは行政のほうで職員さんたちがするわけにはいかないと思いますけども、業者さんに頼んでやっていかれると思いますけども、その辺で間違いはないでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現状におきましては、まだイオン九州株式会社が所有権を所持しておりますので、イオン九州株式会社が管理をしております。今ですね。

ですので、町に所有権が移った場合は町のほうで管理をしなきゃいけないという管理責任が生じるんですけども、現状ではイオン九州株式会社が今管理をしているという状況でございます。ですので、タイミングが重要だということで、ちょっとお話をさせていただいたところでございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、子供達のいじめ、虐待について、要旨の1番、小学校4年生の子供が虐待を受けて死亡した事件があったが上峰小、中学校、生徒達の「いじめ」「虐待」などの問題はないか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。田中議員の質問事項2、子供達のいじめ、虐待についての要旨1、小学校4年生の子供が虐待を受けて死亡した事件があったが上峰小、中学校、生徒達の「いじめ」「虐待」などの問題はないかという御質問についてお答えをいたします。

平成30年度において、いじめについては小学校で6件、中学校で3件、合計9件を認知しております。発覚後3カ月の指導経過、観察のもと、6件については解消済みでございます。また、虐待についての事案はございません。

なお、児童虐待について疑わしい事案があった場合は、学校、スクールソーシャルワーカー、住民課子育て支援係、児童相談所と連携して対応してまいるということで準備をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

この間の上峰小学校、中学校の卒業式に参列して、非常に子供たちが騒ぐ人は一人もいないし、非常に整頓された卒業式だったと思います。

特に上峰小学校、講堂、体育館ですかね、あそこに入るときには、子供たちが笑顔でおはようございますということを挨拶されております。非常に先生方の教えが行き届いているのかなと思います。

そういう姿を見ていると、実際自分たちが子供のときどうやったんだろうかなと、もっとこう、何かこう行儀が悪かったんじゃないかなというような、そういう印象、考えを持ちました。非常に素直に育って、本当の小学校6年生の子供たちが、本当にこれで中1ギャップとか、そういうことがあるのかなと、ないんじゃないかなと自分なりに考えたところでございます。

ところが——ところがじゃないです。そういう感じを受けていますけども、実際に本当にいじめ、虐待というのが本当はないとは言えないですね。大人の社会でもありますし、ないとは思いますが、では、一つお伺いしますけども、今現在ですね、不登校の生徒というのはいないんでしょうかということ、不登校になる原因というのは何が原因なのでしょう。何らかの原因があつてだろうと思います。その中には、学校でおもしろくないいじめとか、いろんなことがあつて不登校になる方もおられる、子供たちもおられると思います。

それと、学校での、学校内でのそういういじめ、虐待ではなくて、下校した後、私生活における虐待、いじめというのは把握されているのかどうかをお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より2問、御質問いただきました。

まず、不登校につきましては、中学校で2件、小学校ではございません。

さらに、質問の中で学校以外でのいじめについて把握しているかということでございますが、それにつきましては、子供たちへ行いますアンケート調査の中で、また保護者さんからの御意見等の中で把握をする仕組みをつくっているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

子供たちにも、いじめが非常に少ないんですけども、何件かあるということだと思いますけども、このいじめ、それと特に学校帰ってからの下校後のいろんないじめ、虐待というのは、把握というのはアンケートをとられているということですけども、アンケートはどのような周期でとられているのが1つ、それと、そのアンケートをとった結果、これはどの範囲まで公にしていくのか、されているのか、その辺をお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員より、いじめアンケートの件について御質問いただいております。

こちらは2項目め、「いじめ」の有無をどのように把握しているかのところで答弁をさせて、準備をしていましたが、いかがいたしましょうか。（「あ、ならいいです」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（中山五雄君）

田中議員。（「どうも失礼をしました。そしたら、今の質問は後……」と呼ぶ者あり）ちょっと手を挙げてください。（「ああ、済みません」と呼ぶ者あり）席に着いてください。

○5番（田中静雄君）

不登校の生徒が何人かおられるということですけども、その原因というのは、何で不登校なのかというとは把握されていると思いますけども、いじめとか、そういうことが原因ということは考えられないですか。

○教育長（野口敏雄君）

田中議員からの不登校の児童・生徒について、その原因がいじめ等が考えられないかということでございました。

過去3年間、私が今年度と、それから昨年、一昨年までを振り返ってみますとですね、いじめを苦にして登校を渋るようになったということはですね、今のところございません。

ただし、いじめにつきましては早期発見が非常に大事であるということをおっしゃっておりますので、病気以外の理由で休み始めた場合は、1日過ぎたら、2日目からですね、学校の先生方は家庭訪問したり、直接子供の顔を見たりしてですね、様子を探るというようなことが上峰の場合は定着しております。

ですから、表情を見たり、そのときには親御さんからの、これはあってはならないことな
んですけども、虐待であったり、ネグレクト、着ているものを見たりすればですね、大体様
子がわかりますので、そういったことを把握するように先生方は意識をされていらっしゃる
と思っております。

ただし、いじめは、学校の中ではなくなるということはかなり難しいです。非常に多感な
小、中学校の発達段階の時期ですので、いろんなことが起こり得ますので、学校ではいじめ
は起こり得るものということを前提にしてですね、早く発見する、そして早期に対応する
ということで、小、中学校の先生方は取り組んでいただいているところでございます。

以上です。（「先へ進んでください。お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

はい、次へ進みます。

要旨の2番、「いじめ」の有無はどのようにして把握しているのか、執行部の答弁を求め
ます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員、先ほどは失礼いたしました。

田中議員の質問事項2、子供達の内じめ、虐待についての要旨2、「いじめ」の有無はど
のようにして把握しているかという御質問についてお答えをいたします。

平成29年度、文部科学省において、いじめの防止等のための基本的な方針が改定され、い
じめのさらなる早期発見、いじめの解消への取り組みが盛り込まれました。

いじめの早期発見、把握方法といたしまして、児童・生徒へのアンケート調査を行って
おります。

小、中学校で取り組んでいる児童・生徒へのアンケートにおいて、より丁寧に、初期の段
階から対応できるよう、いじめにつながらないように取り組んでおります。

そこで、小学校では1、2学期に2回、3学期に1回、いじめアンケートを実施していま
す。また、必要に応じ教育相談を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーを講師に
招き、保護者向けに教育相談講演会を実施いたしました。

中学校においては、週に1回、木曜日に生活アンケートを実施し、早期発見に努めるとと
もに、金曜日には早期対応できるように取り組んでおります。また、年に1回、全生徒を対
象とした教育相談を行うとともに、個別の案件についても随時実施をしているところでござ
います。

さらに、いじめの未然防止として、小、中ともに道徳の授業などを活用し、いじめにつ
いて考える授業を行っています。

いじめの有無の把握について、アンケート調査や本人、保護者からの連絡などで把握する
とともに、未然防止、早期発見、早期対応できるよう、常にいじめに対する教職員のアンテ

ナを高くし、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

かなりの頻度で調査、アンケートを初めとして調査されているということでございました。その中で、例えば、昨年1年間で子供たちがSOSを発信しているようなことはないですかね。どうでしょうか、その辺をお伺いをいたします。

それと、アンケート調査した結果がどの範囲の先生方まで共有されているのかということもお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員より2点、御質問いただきました。

まず、アンケートによってその状況、SOS、わかった案件につきましては、小学校で5件、先ほど6件あると申しましたが、そのうちに5件はアンケート等から情報を得ているところでございます。

さらに、中学校では3件のうち1件が本人からのSOSということで承知をしたところでございます。

また、このアンケート調査につきましては、職員会議の中で全職員が対応できるように情報共有をしているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

アンケートの結果、やっぱりSOSまではいかなくても、そういう感じの件数もあるということなんです。それで、全職員がそのアンケート結果を共有しているということでございました。

これは、ちょっと私ごとになりますけども、私、中学校時分にもアンケート調査というのは昔からありました。そこで、いろんな多岐にわたっておるんですね。それで、誰にも言わんから書いてくれとか、そういうことはなかったんですけども、正直に書いてくださいという先生から言われまして、その項目の中でですね、このクラスの中で、自分のクラスの中で一番好きな人は誰ですかという項目があったんです。それと反対に一番嫌いな人は誰ですかという項目があったんです。正直に書いてくれということだったんで、大したことなかったんですけど、名前を挙げて書いたんです。

ところが、私が一番嫌いな友達是谁ですかということで名前を書いたのがですね、その名前書いた人が一番好きな人は私、田中静雄ですと。そういう何か変な格好になりましてですね、これがですね、共有、先生たちが情報を共有するという事は非常に大事なことでありますけども、アンケート調査をして1カ月もたたんうちにですね、今度親の目に入った、親の耳に入ったんです。それが、親から今度は何でそぎゃんことになっかいて、いろんな問い

詰められる。

だから、正直に書いてくれと言われたから正直に書いたつもりが、今度は反対に親から何じゃかんじゃいろいろ詰められてくる。もちろん、相手方には話は聞いてないと思いますけども、本当は共有してもらっていいんですけども、特に注意してもらいたいのは、共有して、その子供たち、生徒たちの行動を何となく——何となくじゃないけど、監視すると言ったらおかしいけども、見守っていく、そういう心構えが先生方にあってほしいなと今では思っています。

そういうことがあるとですね、すぐそのアンケート結果がよそに漏れていくということになると、次回のアンケートのときにはなに書くもんかということになってしまうんです。何でこんな急に親からいろいろ言われなきゃいかんのかなと、そう一時期思ったことがありますんで、その共有することは大事ですけども、その取り扱いについては十分な注意が必要であると思いますけども、その辺の先生方に対しての指導はどうでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

田中議員からの、アンケートをとることは結構だが、そのとった後の教職員の共有の仕方であるとか、あとの処理の問題等につきましての御指摘でございました。

まずもって、アンケート結果、上峰小、中学校の場合の頻度、先ほど事務局長、御説明申し上げましたけれども、ただ、その裏に大事なものが本当はあるので、各学校には言っております。それは、回数をすればいいという問題ではないということですね。

小学校の場合も年間7回の大きな区切りでアンケートをとります。中学校の場合は、私がいるときからそうでしたが、毎週とります。毎週木曜日に必ずアンケートを、生活アンケートをとっていますが、問題はその奥にある子供たちの実態にいかに関係者が近づけるかどうかということなんですね。

例えば、アンケート結果で自分は嫌な思いをしましたと書いてない子供でも、その項目のところに鉛筆の書こうとした跡があったかどうかとかですね、そういったところまで、教職員は子供の真実に迫るようなところでアンケートを大事にとっていかないといけないというようなこと。

愛知県の豊田市で小学校6年生の女子児童2名が飛びおり自殺をしましたけれども、その学校でも年間8回はアンケートをとっているという御努力もあったわけなんですよね。それでもこの子供たちの真意のところにはたどり着けなかったという残念なこともあっておりますので、重々そのあたりも現場の教職員とは共通理解を図りながらですね、大事に大事にとっていきたいと思っております。

そこで、アンケートの共有の問題なんですけども、先ほど事務局長述べましたことが基本線なんですけども、全体で共有するということが、それは教職員には守秘義務があるからなんですね。1人のお子さんについても、保護者についても、知り得た秘密といえますか、情報はほ

かには出さないということがありますので、基本は共有するんですが、実はそのケースによってはですね、校長でとめておくもの、校長が1人で把握をして保護者まで確認をして、あるいは関係の先生方と事情聴取をして、事実のところを突き詰めていくとかいうようなときもあったりします。

ですから、ケース・バイ・ケースと言うとちょっと大ざっぱに聞こえるかもしれませんが、ほとんどの場合は全職員で共有をしますけども、その後、留意事項を確認し合ってますね、これは学年の中の対応にしときましようとか、先生方の動きはこういうことで、余り他に知れないようにしましようとかいう留意事項も確認した上で動きますけども、中身においては、一部の者しか当面は知らずにですね、解決を図っていくというのもあるということも御承知おきいただければと思っております。

それから、中学校がですね、木曜日になっているのは、先ほど答弁にもありましたが、以前は金曜日だったんですね。で、金曜日ですと、放課後集約をして、何か聞き取りをしたいという場合に聞き取りが月曜日になってしまうということがあったものですから木曜日に変更して、その日にわかったことは次の日にすぐ対応する。週の中で子供たちの気になる点、嫌な思いをしたことは解決をしていこうという早期対応の一環として取り組んでいるということも御承知おきいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

アンケートの結果について、その取り扱いについては、今、教育長のほうからも答弁がありましたけれども、さらにこれからも取り扱いについては十分な慎重な取り扱いをやってもらいたいと再度お願いをしておきます。

これは一般的なことでございますけども、今、学校でのいじめのことについて質問しましたけども、どうも今、いろんな新聞沙汰になっていることというのは、学校でもですけども、家庭内での虐待というのが多いんですね。その辺もアンケートの中で情報が収集できるようなこともやってもらいたいと思います。

特に今、親御さんたち、私から言わせると、どうも親になってないと、そんな方が数多くおられます。子供の虐待、親になってない、いつまでも母親になってない、父親になってない。子供のSOSが発信、危険を感じたら、みずから身を挺して子供を守っていかなければならないと思っていますけども、どうもそういう虐待のことがあちこちで報道されますんで、上峰町からまずはないと思いますけども、その辺もアンケートを有効に使って活用してもらって、それで十分な学校教育ができるような、取り組んでももらいたいと思います。私の要望でございます。

それで、この項につきまして、私からの不手際な質問がございましたと思いますけども、いろいろ迷惑をかけました。どうも失礼をいたしました。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

はい。質問事項の3番、ふるさと納税について、要旨、総務省の指導で返礼品は30%以下、及び地場産品としているが上峰町は、問題ないか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、ふるさと納税について、要旨1、総務省の指導で返礼品は30%以下、及び地場産品としているが上峰町は、問題ないかに関して答弁をいたします。

直近時点では、おおむね3割としております。地場産品の考え方につきましては、区域内で生産されたものとなっており、専ら販売のみでは対象にならないという認識をしております。

当町では区域内で製品化になるまでの一工程を加えているものを出品をしておりますので、総務省通知には反せず、クリアできているものと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

この質問をしたのは、今、新聞、それからテレビ等からでもふるさと納税についていろんな報道がされていますので、上峰町、大丈夫かなということ、心配がありましたんで、この質問をさせていただきましても、昨日もこのふるさと納税について質問があったと思いますけども、大体話はわかりました。

それで、今の答弁でもおおむね3割というお話がございました。それで、それともう一つ、総務省が言われている地場産品についての定義ということになるとは思いますけども、最終的には5月ですか、6月ですか、総務省からの取り組み、考え方、方針というのが出てくるとは思いますけども、地場産品、返礼品の30%はおおむね3割ということで、私は結構だと思っております。

それで、地場産品ということについての定義が、もちろんその地域で生産された作物、商品ということですけども、一工程を加えた、それに一工程を加えた商品も地場産品ということの答弁だったろうと思いますけども、私はこのふるさと納税ができた趣旨というのは、地方を豊かにしていく地方創生の一つの手段としてふるさと納税の制度が始まったものと思っております。

ですから、その地域でとれたものだけに限定すると、非常に各地域によっては温度差がかなりありますので、全体的な地方創生にはつながらないということなんで、地場産品の定義というのは、私の考えでは、もちろんそこで生産されたものが——生産されたもの、あるいはその地域で加工されたものが地場産品だと思います。

しかし、地方創生ということを考えてみると、全ての地方の方がそういうふるさと納税で恩恵を与え——恩恵がある、していかなきゃいかんということになりますと、そこで生産さ

れたものだけということになるとかなり温度差がございます。いいとこ、悪いとこ、かなりの差が出てくると思いますので、そこに生産されたもの、そして、またはそこで加工されたもの、また、そこで生産されたものが、例えば、上峰町外で加工されたもの、そういうやつ全てが地場産品として定義をしてもいいんじゃないかと、私は勝手ながら自分では思っております。だから、地場産品という考え方はまだまだ範囲が広がってもいいと思っておりますので、今度6月ですかね、出てきますけども、そういう考えを持っております。

だから、地場産品のことについて、まだまだ拡大解釈をしてやってもらってもいい、当然だと私は思います。地方創生という考えからいけば、私の考えは間違っと思ってしょうかね、どうでしょうか。その辺をお伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

地場産品のあり方につきましては、いろいろ疑義のあるところで、国自体もはっきりとした見解というのは、これまでの通知の中からもなかなか読み取るのは難しいというような状況でございます。

ですが、私どものほうといたしましては、一応国が説明している内容に関してはクリアできているだろうというふうに考えております。

例えば、福岡なんかではですね、辛子明太子、とっても有名です。辛子明太子というのは、スケソウダラのたらこを唐辛子などに漬け込むという作業が出てくるわけなんですけれども、スケソウダラの多くは福岡で捕獲したものかといえば、そうではないだろうというふうに考えられます。つまり、地場でとれたものではないですね。しかし、福岡にある工場などで加工すると、商品として店頭まで間に工程の一手間を加えているということによって地場産というふうにみなされるというふうにはなっております。

我が町においてどうかということなんですけれども、例えば、ふるさと納税の出品事業者さんなんかみずからの経営判断によりまして、町内に事業所を設けるなどの動きがなされております。これは、まさにふるさと納税を基点とした地域活力の増強につながっております。これは、まさに地方創生として形成しているものというふうに、それは議員のお考えと同じかというふうに思っております。そういうものを感じております。また、それらの動きというのは、地場産として外形力を伴うものではないかと、このように私ども考えているところでございます。

ただ、実際法制化された中で詳しく出てくるということになれば、そこでのはっきりした考えというのはわかるだろうと思いますので、そういうものに関しては肅々と対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

今、創生室長のほうからのお答えがございましたけども、私の思いとそう大差はないと私

は自分で思っております。

そこで、この上峰町には問題ないのかということの質問でございましたので、私は問題ないと、じゃないかと自分で思っていますし、室長のほうからでも、おおむね問題ないという回答だったかと思しますので、この辺はこれ以上のことは質問いたしませんけども、ことしの予算でもふるさと納税40億ということで、昨年と同額の予算、31年度の予算を計上されております。これはいろんな努力があつて、これからも総務省からの通達がどうなるかわかりませんが、大丈夫だという考えのもとでそういう予算も組まれたんじゃないかと思っております。

だから、その目標に向かって、これからも精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。それで、上峰町発展のために寄与してもらいたいと思います。

私の御要望を伝えて、この私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

田中議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時5分まで休憩。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

8番大川隆城君より、よろしく申し上げます。

○8番（大川隆城君）

皆様おはようございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず最初に、中心市街地再開発についてでございますが、この件については御案内のとおり、今の上峰が今後大きく発展するということを考えましたときの一大プロジェクトでございます。やはり一番の関心事だと思います。それゆえに議員各位が何人も何人も質問をするわけでございますが、私も乏しい情報収集の中から少しお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、活性化に向けて、広く意見を聴くという目的で、K a m i女椿会との協議がまちづくりの関係でされておりますけれども、それは大変いいことでございます。それに加えまして、そのほかの団体等との協議がどういうふうにされたのかということ、また、今後

についても、広く町民の皆様方からの御意見を聞くという場を計画をされているものかどうか、まずお聞きをしてみたいと思います。

2番目に、サウンディング調査の結果を公民連携計画に盛り込むことで策定とありますが、計画はどのようになるものか、お聞きしたいと思います。

第3番目に、PFI事業者を2月8日までに募集した結果、何社ぐらいあったのかということもお聞きをしてみたいと思います。

第4番目に、2021年、夏にオープンということが新聞等で報道されておりますけれども、このオープンに向けてのタイムスケジュールをどういうふうに計画をされているものか、その辺をお聞きしたいと思います。

本当に同じような質問をするわけですが、私は私なりに知り得たいということでお聞きをしております。重ね重ねで本当に申しわけないと思いますが、よろしくお願いをいたします。

第2番目に、療育センター整備にむけてということでお尋ねをしてみたいです。

この件につきましても、定例会ごとにお尋ねをしてみたいのですが、昨年、9月定例会で拠点整備を求める声がどれほどかということをごきちんとして、その結果、検討をしたいということで御答弁いただいておりますが、その後どういうふうにお考えなのか、お尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、L. G. B. Tへの積極的な取組みについてということでお尋ねをしてみたいです。

町民誰もが理解を深めるために、各種団体を初め、年次計画により積極的に取り組みを展開してほしいと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをしてみたいです。

昨年の11月には役場の職員さん方と議員さん方を一緒になっての研修会をしていただきましたが、やはり先ほど言いますように、もう町内皆さんが理解を深めてもらいたいという意味で、また、いろいろと取り組みをしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第4番目に、次期ごみ処理施設建設について、お尋ねをいたします。

この件についても、皆様御案内のとおり、昨年末に鳥栖市内に予定されている場所から汚染物質が見つかったということであり、その処理費用負担は全額鳥栖市が負担すると市長さんが表明をされておりますけれども、そのことと、そして、今後のこの整備の進捗についてどういうふうになるものか、進んでいくものか、お尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、小・中学校への携帯電話、スマホの解禁について。

この件につきまして、まず、文科省が見直す検討を始めるとしてありますけれども、町教委としてはどのように受けとめられてお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、2番目として、結論が出るのは19年度以降になるということでもありますけれども、

そのときに文科省からこうですよと、例えば、同僚議員からの質問にもありましたように、解禁しますというような示しがあったとした場合に、町教委としては独自性を出して対応していられるのか、それとも、文科省の示しに沿っていられるのか、その辺も再度お尋ねをしてみたいと思います。

5項目どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項1番、中心市街地再開発について、要旨の1番、活性化に向け、広く意見を聴く目的で、かみ女椿の会と協議がされたが、その他の団体等との協議はされたのか、また今後も計画されるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地再開発について、要旨1、活性化に向け、広く意見を聴く目的で、かみ女椿の会との協議がされたが、その他の団体等との協議はなされたのか、また今後も計画されるのかに関して答弁をいたします。

K a m i 女椿の会につきましては、4回ほど開催をしております。今後も折に触れ、この事業に限らず、開催というのは検討していきたいというふうに思っております。

また、他の団体とのことですが、まず総合戦略委員会時には各団体のつかさどる方々が御出席されますので、その際にも御意見を聴取をさせていただいておりますし、商工会からの意見聴取も行ってございます。

また、昨年末には町長みずからが町民センターホールで、住民向けに中心市街地活性化を議題といたしました講演会等も開催をしております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

それぞれのタイミングでそれぞれの団体とされているということでもあります。本当にそういうふうで町民皆さん一番、さっきも言いましたように関心のあることですから、多くの方々から御意見を聞くということは一番大事なことじゃないかと思えます。

そういう中で、これが昨年の11月末ですね、協議資料としていただいたものの中には要望が多かった機能ということで、食品スーパーからヨガ、フィットネス、ビューティー、ボディメイクという項目まで列挙されてありますが、この中でこれを見てもみると、さっき課長から答弁いただいた中の昨年末12月の講演会の中のパネルディスカッション、その折に椿の会の方々から意見として、要望として出されたことがほとんどのように感じるものから、それ以外にも、もしさっき言われたような団体とされたときに出た意見としてあるとするならば、どういうのが出たか、ちょっと教えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ほかから出た意見ということなんですけれども、いろいろ出てございます。例えば、実際、仮称なんですけど、道の駅とかですね。これに関しても、例えば、テナントの募集っていつごろあるんだろうとかですね。あるいは屋外にイベントスペース設けられてはどうかとか、例えば、EVステーションを検討してはどうかとかですね、そういった意見を聴取したりも思います。

また、ほかのところでもですね、これは商工会なんかからも意見を吸い上げてほしいという意見がありまして、それを踏まえて商工会からも吸い上げたというようなところもございます。K a m i 女椿の会が出た御意見につきましては、先ほど議員のお手元に渡っている資料のような形にはなっております。

そういったところを踏まえたところで私どものほうも公募手続に移らせていただいているというようなことになっておりますので、その辺の御理解を頂戴したいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

今それぞれからいろんな御意見をいただいたということでございますが、そのことで振り返ってみると、昨日もこの関係の質問がありましたが、当然これから先また議会との意見交換といいますか、協議をしていく場面があるかと思いますが、きのうの同僚議員からの質問の中で、スケートボードの練習場という話も出ましたですね。その折には既に計画が進んでいるので追加はどうだろうかという、ちょっと疑問的な答えが出ました。それで、先ほどの同僚議員の質問の中で、行政の出先機関の配置については考えがあるということでありましたが、仮に先ほど言いましたように、今後、議会との協議を重ねる中で、これはどうか、これはどうかというふうな意見プラス要望が出たときに、どの辺まで対応できるものか。いっぱいいっぱいですよということなのかですね、余地があるものか、その辺をちょっと参考までにお聞かせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今後、どの程度の要望が集約できるのかというような趣旨かというふうに思っておりますけれども、基本的には新たな要望事項については今後はないというふうに思っております。よろしいかと思っております。というのは、もう公募、もう既にしておりまして、事業者のほうに説明会を行いまして、事業者のほうに提案作業の中に入っている状況でございます。そこで新たな追加というのは、彼らが積算する総額の中にも大きな影響してくるので、ここの中で新たにというのはちょっと厳しいかなというふうに思っております。ですので、今、要求しているような内容の中で既に入っているようなもの、これに関しては折り合いを見せれるところがあるかと思いますが、全く別個の新たなものというのは、ちょっと今からは厳しいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今後はできないというようなことでありますが、じゃ、繰り返しになりますけれども、議会との協議をしていく中で意見が出た場合、これまでそのことについて説明を聞かせてほしいとか、いろんなことをお願いしてきたけれども、まだまだまとまってないので、まだ公表できる段階じゃないのでということです。ただ、さっき言いましたように、11月末の説明会のときはさっき言った資料をいただいて、サウンディング関係とか聞かしてもらってましたが、その後はちょっと本当に新聞での情報での知る限りしか、私はね、なかったわけです。ですから、本当に実質の協議をこれからいろいろしていく中で、仮に、やっぱし皆さんの中ではその今出ている、ほかにもやっぱしこういうとがあった方がいいんじゃないかという意見をお持ちと思うわけですよ。だから、そういうやつも、もし反映できるならば反映していくべきじゃなからうかという思いがするものだから聞いたわけなんです。それはやはり無理ですか。

○町長（武廣勇平君）

それはこの議会はかねてから意見を開かれた場で御提案もいただいておりましたし、K a m i 女会の意見だけを限定して行っているわけではないと思います。御意見を議員も言われましたし、それはK a m i 女会の御意見とかぶっているところもありましたから、議員からの意見聴取というふうに特定をしておりますけれども、基本的に今室長が申し上げられたのは、私どもの発注じゃないんですね、今回は。民間が発注されるということをまず御認識いただいて、公共部分についてはその可能性がある分野については意見を反映させていくことができるということを申し上げております。民間の発注だということではいきますと、性能発注ですから、民間が採算がとれるものでないと幾ら要望が上がっていても難しいという前提に立っていただかなければならないということですので、これも全員協議会で説明を申し上げたと思いますけども、うちが仕様書をつくって、仕様をつくって公共発注するようなたぐいの発注形態ではございませんので、あくまでも市場性がそこにあって、民間として採算がとれるようなものだというのであればですね、民間側で計画をされるということでございます。

ただ、要求水準書としては、これまで公共の部分についてはですね、こういうふうにあるべきだということはある程度住民の皆様方の御意見をもとにですね、つくってまいりました。例えば、先ほど言われましたスケボーですね、私もスケボーやりましたけれども、ある程度ランプがあるといいなと思いますけども、そのランプをつくる上で、そこで使用料を取って、その何といいますか、採算が合うような形がつかれるかというところ、スケーターはですね、わざわざ使用料払って来るような方はいらっしゃいませんよ。だったら、なかなか市場性があるものだという認識は、理解はできないだろうというところが率直な私の意見です。ですから、フットボールパークとかも横に併設してる、ただこう置いてあるというような状況が

多いんじゃないかと、他の自治体では思っています。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の2番、サウンディング調査の結果を公民連携計画に盛り込むことで策定とあるが、計画はどうなるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地再開発について、要旨の2、サウンディング調査の結果を公民連携計画に盛り込むことで策定とあるが、計画はどうなっているのかに関して答弁をいたします。

公民連携計画の進捗状況についてのお尋ねかとは思いますが。公民連携計画は、中心市街地活性化事業の進捗とともに推移をしております。骨子として、必要なPFI事業としての手続、手順などを記載することから、サウンディング型市場調査の経緯、要求水準書作成時の指針として活用するなど、おおむね完成近くはなっております。現在、応募事業者との質疑や対話の期間中でもございますので、その状況などを追記する必要もあるため、納期を3月としております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

まず、ちょっと1つ確認をさせていただきたいと思いますが、きのうも同僚議員の質問の中で、中心市街地の活性化事業ということで面積の話がちょっと出ましたですね。どれぐらいかという話で。その中で、これまた新聞紙上からの情報でしか用いていないんですが、31年の1月16日の新聞のあれでは、イオン跡地が3万9,000平米、4階建ての建物の延べ面積約3万5,500、5階建ての立体駐車場の面積約1万2,500という数字が示されておりました。その後、今度は31年1月30日の新聞の中では、イオン跡地約3万9,000平米を含む6万3,700平米という数字が示されておりました。そして、先ほどの、この11月末の資料の一番最後には約6万5,000平米という数字が示されておりましたが、最終的にどれぐらいの面積になるかというのが3通りの数字が出てくるもんだから、どうかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど室長から答弁の中で、今、対話の期間であり、3月31日には納品計画が立ち、納品というふうなことで報告といいますか、答弁いただきましたが、その時点ではお知らせできるものかどうか、その辺ちょっともう一遍確認のためにお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっとまず面積からなんですけれども、面積につきましては、恐らく新聞社で発表している内容等とですね、多分イオンさんが発表している内容のものの中にはあるかと思えます。

その場合には純粋にイオンさんのその店舗面積だったりとか敷地面積だったりとか、そういうような状況なのかというふうにも思っておりますが、私どものほうで捉えている面積というのは開発面積というふうに思っております。開発面積につきましては、議会のほうに一旦資料で御提示で11月末ごろ差し上げました6万5,000弱、これでよろしいかというふうに私どもは認識しております。

それとあと、公民連携計画のことなんですけれども、こちらにつきましては、きのうもちょっと同様の質疑がやられたように御記憶をしておりますけれども、まず、どういった、PPPという枠組みがございます。これはPFIを含む大きな枠組みの公民連携という概念をPPPといいます。パブリック・プライベート・パートナーシップの略というふうに御理解いただければと思いますけれども、こういった手法を検討する際に、まず、そのPPPの中でもどういった手法をやるのかという検討が必要になるんですね、一番初めに。ですので、これが公と民が連携する際にさまざまな手法がほかにもありますけれども、どれをしますかというのをまず検討するんですが、で、今回PFIという方式を採用しておりますということになります。

ほかにもいろいろなやり方はございます。指定管理制度というのも、PPPの一環です。包括的管理委託制度もそうです。公設民営制度というのもPPPの一環になります。こういった手法の中でどういったアプローチが一番ふさわしいんだろうかというのをこの中で携えていくということになります。で、計画の位置づけだったり、計画地をどこにするのかとか、先ほど面積も含めてですね、そういったところの整備方針をどうするかというのを織り込んでいくわけなんです。これで一旦取りまとめたところでパートナー企業の公募を行っているというのが今の状況でございます。ですので、その公募の際の募集要綱とか水準書とか、こういったものを作成するそもそものベースになるのがこの公民連携計画というものになります。ですので、そこの大枠についてはほぼほぼでき上がっているような状況ではございますけれども、一応の形というものはあるんですけれども、ただ、今、対話の期間ということでございますので、そちらのほうの対話の状況というのを追記する必要が当然ございますので、それをちょっと埋めてから校了という形で考えております。一応3月には納品ということで、こちらのほうは考えているところでございます。その後、公表ということなんですけれども、これはもちろん閲覧とかも可能ではございますので、そういった際に、機会においてごらんいただく分には全然こちらのほうとしてはやぶさかではございませんので、ぜひごらんいただければというふうに思っているところでございます。（「ありがとうございます。じゃ、次、済みません、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の3番、PFI事業者を2月8日まで募集した結果、何社あったのか、執行部の答弁

を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地再開発について、要旨3、PFI事業者を2月8日まで募集した結果、何社あったのかに関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいというふうに思っております。

本PFI事業に関しましては、1月25日に募集要綱を公開をいたしまして、2月の8日を応募期限としておりました。2月の21日に応募事業者に対し説明会を行ったところでございます。応募事業者名や応募事業者数につきましては公表を差し控えておりますので、御了解のほどをお願いしたいというふうに思います。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。（「済みません、次にもう進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

要旨の4番目、2021年、夏オープンにむけて、タイムスケジュールはどうなるのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地再開発について、要旨4、2021年、夏オープンにむけて、タイムスケジュールはどのようになるのかに関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいというふうに思っております。

現在、2月21日に応募事業者に対する説明会を終え、質疑等の期間に入っております。対話の中で応募事業者の提案内容熟度が高まってくるかというふうに考えております。

5月にプレゼンテーションを実施をいたしまして、5月末には優先契約事業者を選定をいたします。で、基本協定を締結をいたします。で、その後、事業者契約の仮契約というのを行うことになるんですが、仮契約を本契約にするため、しかるべき議会において議案として上程することになるだろうというふうに考えております。で、ほかにも関連議案を五月雨的に上程していくことにはなりません。

オープンのタイミングについては、現在、こういった質疑とか対話の期間の中で応募事業者にとって無理のないものかどうか、あるいは支障があれば工期や工程をどうするか、こういったことを詰めていくこととなります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、室長から答弁いただきました。それで、今後の日程的には5月にプレゼンテーション

をやって、その後に事業者を決定し、基本協定を結び、事業計画を締結ということは新聞報道で示しがあっておりますが、じゃ、実際に現場をどのようにしていくかというのは、この契約締結をした後にしか示しができないということで受けとめとったらよかですかね。大体2021年というたら2年ぐらいのですね、期間があるわけですが、やはり今言うあれだけの地域の整備計画ですから、早目にどうするこうするということは決めていかんといけんだらうから、そういうのがタイムスケジュールは当然計画をされているんじゃないかという思いがあつてですね、今お尋ねをしているわけですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際、作業される工程であつたり、工法であつたり、工期であつたり、これに関しては事業者の提案になります。今出てる2021年夏ごろというのはですね、ちょっと私たちがこれぐらいを目途にやられてはどうかというようなことでの一応のメルクマークという形での理解をしていただければというふうに思っております。

ただ、実際は施工されるのはその提案事業者というか、優先決定事業者、あるいはそこが組成するSPCのいずれかになるということになりますので、実際の工程はそのプレゼンテーションの中で明らかになっていくというような過程を私たちのほうでは考えているところでございます。ですので、町長の言われるとおり、発注はその事業者、あるいは事業者が組成するSPCがされますので、私たちのほうで今の現段階でその全てを把握してるわけではないというようなことで御理解いただければよろしいかと思っております。

○8番（大川隆城君）

これから先もですね、いろいろと、いろんな何といいますか、何といいますか、あれを、どう言ったらいいかな、いろんなすり合わせといいますか、いろんなやつをクリアして進めていかなくちゃならないということ、なかなか大変な部分があるかと思いますが、やはり皆さん私たちも含めて、皆さんの思いは本当にすばらしい地域の活性化のための整備をしてもらえるものというふうに思ってますし、上峰のこれからの将来のですね、すばらしい展望の核となるものだということはもう間違いないものだと思いますもんですから、いろいろそういうのがはっきりとしてお知らせができる段階になった折には、いち早くお知らせいただいて、また、一緒になって努力をしてまいりたいと思っておりますので、そこをどうぞよろしくお願いをしておきます。

以上でこの項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

療育センター整備にむけて、要旨の、昨年、9月定例会で拠点整備を求める声がどれほどかを、きちんと把握して検討することだったが、結果、どう考えていくのか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の質問事項2、療育センター整備にむけて、要旨1、昨年、9月定例会で拠点整備を求める声がどれほどかを、きちんと把握して検討するとのことだったが、結果、どう考えているのかという質問に対して答弁をいたします。

昨年9月定例会後、拠点整備を求める声をどのような形で把握していくのかということを検討いたしまして、1歳6カ月健診、2歳児健診、3歳児健診の受診票に、国の指標に沿った質問のほかに町独自で子供さんの発育、発達状況についての心配事や、心配事について専門の機関を利用してみたいかなど項目を追加いたしました。受診票をもとに問診を行うことで、医師や保健師及び看護師の健康診査に加え、保護者の育児不安の状況を把握するものです。平成31年1月の健診より取り組みを行っております。

今後につきましては、地域保健、母子保健の充実を統括的に対応するための拠点づくりとなる保健センターの設置に向け協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

この件についても、もう2度、3度とお尋ねをしておりますけれども、今の課長答弁お聞きした中では、少し前に進んでいるかなという感じで受けとめました。

ただ、先日の予算委員会の席でもそうでありましたが、就学の、就学された後の小学生、中学生の関係についても以前から発達障害等については増加の傾向にあるということでお聞きしておりましたが、新年度、31年度に向けてはやはりそのとおり、人数がふえていることで間違いなかったわけなんですよね。そうすると、やはりそういう子供さんたちも含めて、未就学児の人もそうでありますけれども、やはりそういうことについていち早くそういう手だてをする拠点づくり、受け皿ということで私は療育センターをという表現をしてまいりましたが、その保健センター、すなわち療育センターに見合うものというふうに私は受けとめておりますけれども、いかがでございましょうか。

そして、以前も申し上げましたように、やはりその対象となる子供さんたち、デリケートな部分はあるもんですからね、子供さん本人もだけど、親御さんにしたって余り皆さんに知られたくないというような部分も多分にあることも間違いのないもんですから、それらのところに配慮したところでの整備をということで思っておりますが、その辺もう一度お願いをしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の療育センターの整備を持った機能になるのかという内容の御質疑だったかと思えます。

保健センターにつきましては、地域住民に対する健康相談ですとか保健指導を含め、各種統括して業務を行うこととなっております。療育センターにつきましては専門の分野という

ことになるかと思いますが、現在、親御さんが持たれてあるものにつきましては、子育てをする上での不安解消というものについては、この保健センターで対応ができるものと思っております。

また、相談事業につきましても、現在行っておりますので、その事業につきましても引き続き行っていくこととなっていくと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今現在、担当課のほうで一生懸命取り組んでいただいていることはもう重々に承知しているつもりです。今現在、その場所としてされているのが町民センターの畳の間ですかね、ということではありますが、これまた以前申し上げましたとおりに、いろんな行事があるときに、その場所でされているのが皆さんの、何と申しますか、目に触れるって言い方がいいかどうかちょっとごめんなさい、そのときに、あ、あそこの子供さんはみたいになったときがですね、やっぱしさっき言いましたように御本人、あるいは親御さんたちにしてみれば、ちょっとという心配といいますかね、そういうのもあるかと思っております。ですから、先ほどの保健センターもそういうふうな総合的なということであると、うん、果たしてどうかなという、ちょっとこう、心配する向きもあるもんですからね。ですから、じゃ、やっぱしそのことについて専門的に対応する場所、今言う受け皿を準備したがいいんじゃないかというふうに思うわけなんですよ。そういうふうなことを思っているわけなんですけど、つい先日、31年2月の26日、これも新聞報道で知り得たものでありますけれども、武雄市が新年度から発達障害児支援室を新設ということで新聞に載っております。この中身を見ますと、少し読み上げますと、行政上の教育と福祉の垣根を解消し、関係機関の連携、調整を進めるコーディネーターやソーシャルワーカーら専門職を配置すると。巡回相談などで不安や問題を軽減しながら、就学前から就職までサポートするということで、新たに一つの専門的対応するところを新設して、きちんと取り組むというようなことで載っております。ですから、形としては私が今まで言っておりましたような、いわゆる療育センター的なものを準備する、あるいはこういう形もあるのかなという思いをしながら読んだわけでありまして、やはりこの関係については、どこの市町も当然もっと力を入れてということ取り組みがだんだんなされてきているかなという感じでも見たところでありました。

そういうことからですね、先ほども言いましたように、そういう、本当ちょっとしたところがですね、なかなか後々いろんなことに波及してということもないわけじゃないんですよ。ですから、そういうことをなるべく、もうその専門的にというふうにした、今言う施設というか、そういうやつがあった方がいいんじゃないかという思いがしているわけなんですけど、その辺いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の療育センターの施設の整備はという御質問になるかと思えますけれども、療育センターを建てる、建てない、将来的な政策を含む内容については私の立場としては言うことができないと思っておりますので、御容赦願いたいと思えますが、療育に関する支援、さまざまな保護者、親御さんに対する支援ですとか、療育が必要な子供さんに対する支援、こういうものについては現在も行っておりますけれども、継続して続けていかなくてはいけないものだと思っております。詳細は決まっておりますけれども、今後、保健センターを整備するということにつきましては、協議を行っていきたいと思っておりますので、支援についてはさまざまなケースがあると思えます。支援の内容についても十分な配慮が必要なものだと思っておりますので、そこについては十分配慮をしながら検討していくことになっていくと思えます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

町長にちょっとお尋ねをしたいと思えますが、この関係で私が、何と申しますか、お話をできる範囲の方々はどうでしょうかという話をしたときには、やはり、私はもう療育センターということをいつも思ってるもんですから、そういうやつがあったらどうですかという話したときに、それはもうできればあった方がいいというお答えを未就学児の保護者の方からもお聞きしましたし、学校のなかよし学級に行っている子供さんの保護者の方からも、あればもうそれがいいというふうにですね、大方の方から意見を聞かせていただきました。そういうふうなことも踏まえて、私はまた繰り返して言うわけですが、そういうふうな、それに集中したと申しますか、そういうふうなことに専門的な施設というか、療育センターをして、そこではもう、いつでもすぐ相談もできるというようなことでしてもらえればいいというふうに思うわけです。確かに専門的な施設はあります。これも何回も言うように遠いんです、場所が。唐津とかですね。この前、前回の定例会のときには教育長からも紹介していただきました施設は唐津にある。それから、福岡だったかな、とにかくあることはあるけど、遠い。じゃ、そこで、じゃ、そのところに受診に行ったときどうやったかというのをある方から聞くと、1年間待たされたという話も聞くわけなんですよね。そこに行く人が多いわけなんですから順番で待たされて、長い人は1年間待たされたということも聞かせてもらいました。そうすると、やっぱし今すぐ対応することと、1年後にということでは全然効果といいますかね、あれが違うということは大体想像できるもんですから、まず、その地元、足元にそういう受け皿等する施設があって、そこから、そこに相談を、小さなことからいろいろな相談を、悩み事も含めて相談をして、そして、そこでいろいろこれはこうすべきだという判断当然ありましようから、その判断のもとに、じゃ、この人はここに行ってもらおう、この人はここに行ってもらおうということで、すぐ対応をしていければ、なおいい結果に結びつくというふうに思うもんですから、私としてはぜひ、その町内にそういうやつが欲しいな

という思いがしているわけですが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の2番目の療育センター整備にむけてということで御質疑をいただきましたので、お答えを申し上げます。

今申されましたように、武雄市の事例も出されましたけども、コーディネーターとソーシャルワーカーを配置されて、小、中、幼、保の巡回に行かれるという形と、また、相談室を設けられて、待たずに出かけていくということで、そういう拠点の整備ではないというふうに理解をしております。県内には、こども発達医療センターを併設した、そうした整肢学園のようなですね、拠点を幾つかつくっておられますけども、それは県がお決めになられることで、その機能をそのまま上峰町に持ってくるということはなかなか難しいんと思いますが、今言われましたように、NPO等でですね、そういう何というかな、診断前の対応であったり、療育という視点での講演活動であったり、どう接していくべきかということ、保護者等ですね、相談等も受け付けるようなNPOはございまして、本町にも日中のですね、活動等を支援する団体はございます。よって、そのNPOの活動の妨げにならないような、公共的なですね、あり方がどのような分野で成立するのかという視点でですね、考えていくべき話かなと思います。

今現在、先ほど健康福祉課長が申されましたように、その整肢学園の先生方が各市町です、教育機関や関係の皆様方にですね、さまざまな講演、啓発、研修等を行っていただいていると。これは県の取り組みとして行っているというふうに聞いております。

議員がおっしゃったように、今、半年待ちだということで、私、先日、足を運ばせていただきましたけれども、半年待ちの状態、非常に多くの方が佐賀のですね、ほうで医師の診断を必要とされているという現状がありますが、NPOの方々のですね、積極的な取り組みによって、その医師の診断が必要ないとか、あるいは医師の半年も待ちの状況をですね、何か解消できるような分野としてあればですね、そうしたところに力を入れていくべく、現在、検討をさせていただいているところでございます。それがそのまま拠点の整備につながるかというと、まだ不確実であります、今後とも、そうしたニーズがですね、保護者さんたちの声が多い分野だというふうに理解をしておりますし、私どももしっかりと理解を深めていく必要性のあることだというふうに思っておりますので、検討を進めていただくようお願いをしたいと思います。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長から、さらに検討するという答弁いただきました。よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それと、今度は教育長にちょっとお尋ねをしてみたいと思っております。

これはですね、文科省から1月の23日付ですかね、発達障害がある小中学生の教育環境を

整備するための対策方針を発表ということで、これまた新聞報道で知り得たものでありますけども、それを見ますと、子供の障害に応じた指導ができる教員をふやすため、専門性の高い研修制度を創設して履修証明を発行することや、指導方法の方針をつくって学校に周知することが柱であると。それから、研修創設は2020年度以降、指針作成は19年度以降の実施を目指すということが報じられておりました。そして、通常の学級に在籍しながら別室などで授業を受ける通級指導が近年増加しているが、その通級指導には専門の免許が必要ないために、障害への詳しい知識や経験がない教員が担当することもあるというというようなことも示されております。やはり障害児の皆さんを指導するにはそれなりのですね、専門的な知識も当然必要だと思いますが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御質問でございました。御質問の答弁の前に1つだけ、先ほど大川議員御指摘ありました、前の議会のときに唐津の施設のことを、唐津もちろんございます。そのことは御説明したとおりで、児童心理治療施設が30年4月に開校したというお話をしたと思いますが、この近くでいきますと、国立病院機構東佐賀病院であるとか、肥前精神医療センター、情動行動障害センターというふうに中原ですね、もとの。みやき町、それから東脊振にもあるのはありますので、そのことだけちょっとつけ加えさせていただきます。

今の御指摘でございますが、そもそも特別支援学級の増加がここ五、六年で非常に、毎年毎年右肩上がりでございます。で、それに加えて、通常学級の中での発達障害系を含む障害をお持ちのお子さん方もふえてきている。ですから、先ほど町長もおっしゃいましたけども、いろんな児童、こども発達医療センターであるとか、そういったところの診断を受けようとされてらっしゃる方々が非常にふえているという実態はあるみたいですね。その結果、診断が出て、特別支援学級に入級するとか、あるいは入級したくないという保護者の意向もありますので、特別な指導を要する子供たちがふえているというのは事実でございます。

一方では、教員の採用制度が特別支援学校の教員の採用試験は数年前に始まりましたけれども、佐賀県の場合、特別支援学級等についてはまだ特別な採用枠ということではないんですね。ですから、一般の通常の小学校の教員免許で、あるいは中学校の教員免許で採用された方々が学校の事情といいますか、学校の中での職員の配置によって特別支援学級を担当していただくとかいうのがかなりの部分でございます。特別支援学校のほうは特別支援学校教員免許というのを保有するということが今前提になりつつありますけど、これも100パーではございません。ですから、養成段階から特別支援教育の枠をきちんともっと整備していくということがまずもって大事だろうと思います。

ただ、教員免許を、例えば、中学校の国語科の先生、その免許しか持たない方であっても、目の前の学校の子供たちに特別支援を要する子供たちがいらっしゃるんであれば、誰かが支

援して対応しなくちゃいけないという現実がありますから、今どこの学校でも現職教員のそういう特別支援教育の研修をですね、教育センターで受けたり、あるいは新たに勤務をしながら免許証を、特別支援教育の免許を取るということをされてらっしゃる方々もいらっしゃいます。

いずれにしても、教員自身が子供たちのそういう変化に応じていけるように研修もし、あるいは制度上は養成、大学ですね、養成段階でも教員の養成段階として整備してもらうということも含めてですね、もっと研修を中心にやっていかなくちゃいけないんだろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、教育長から御答弁いただきました。なかなかですね、一足飛びにというのは難しいことは重々わかっております。ただ、文科省がそういうふうな方向性といいますか――を示した以上は、やはりそれはそれに沿っていくようにしなくちゃならないと思いますから、今後、上峰の小、中学校の関係についても、そういう方向で取り組んでいただければということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項の3番、L. G. B. Tへの積極的な取組みについてということで、要旨について、町民だれもが理解を深めるために、各種団体をはじめ、年次計画により積極的に取組みを展開してほしいが、どう考えるか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、大川議員の質問事項3、L. G. B. Tへの積極的な取組みについて、質問要旨1、町民だれもが理解を深めるために、各種団体をはじめ、年次計画により積極的に取組みを展開してほしいが、どう考えるかとの御質問にお答えをいたします。

総務課のほうとしましては、職員等への研修担当課ということで、LGBTへの取り組みとしまして、平成29年度は同和問題市町講座ということで、LGBT（性的少数者）についてというテーマで、職員及び議員の皆様を対象に上峰町民センター、こちらのほうの視聴覚室のほうで講演を行いました。

また、平成30年度におきましては、佐賀のLGBTの支援団体アオ・アクア、こちらの方をお招きいたしましてLGBTs研修ということで、こちらも職員並びに議員の皆様を対象に、役場の3階会議室のほうで午前、午後の2部に分けて開催をしたところでございます。

先ほども申し上げましたが、総務課のほうでは町村会の関係で議員の皆様、または職員等への研修担当課ということで、今回、また議会のほうの改選もございまして、新しい議員の方々もおられますということで、新年度におきましてもLGBT関係の研修としまして同和問題の市町講座、こちらの事務局のほうに要望をいたしまして開催をする予定としております。今後も必要に応じてこちらのほうを継続していきたいと思っております。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

失礼をいたします。私のほうからは、小、中学校の教職員の研修について御案内をいたします。

教職員の全員を対象に研修会の実施、教本の配布などによりLGBTへの理解について取り組んでおります。

特に、小学校においては、LGBTについて教師向けの研修会を実施いたしました。また、日常的な取り組みとして、呼称への配慮、発育測定時に他人の目に触れない工夫等の配慮、性の多様性に関する図書の設置を行っています。

さらに、中学校においては、生徒向けにも人権について講師を招き、人権講話という形で実施をいたしました。この取り組みについては、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま総務課長、そして吉田事務局長から答弁いただきました。もちろん、役場の職員さん、議員、それぞれ研修積み重ねることは当然必要だと思います。ただ、ほかにですね、ほかに私が思うに、関係する方々ちゅうたら、民生委員さんが民生児童委員もされてるものですから、民生委員さんの方々、あるいは区長さん方々、それぞれいらっしゃるわけですよ。だから、そういうところにずっと輪を広げてですね、研修をするなりして、みんな、皆さんが理解を深めてもらいたいという思いをお願いをしているわけなんです。

で、総務課長のほうは職員とか議員に向けてはやるけれどもという感じで受けとめました。が、じゃ、民生委員さんとか、ほかの方々に対してはどかが担当して、してもらいますか。

総務課のほうではされないわけですか。その辺ちょっともう一回お願いします。

○総務課長（高島浩介君）

今継続して行っておるのが、総務課としては職員と議員の皆さん向けに行っておるということで、今、教育委員会のほうでもお話がありましたが、教育委員会のほうでも教育委員会の所管されるところ向けで研修をされておられるかと思います。で、私のほうが民生委員とそこら辺の団体ということで、ちょっと私の今の立場として、民生委員の皆さんにそこを研修に参加してくださいというのはちょっとなかなか難しいところであるのなというところで、一緒に研修等々に参加していただく分には当然やぶさかではないかと思っておりますが、何か私のほうから全体的にお声がけをしてということであれば、ちょっとなかなかこの場ではやりませぬというのはなかなか言いがたいことかと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ですからね、何回も言いますように、皆さんに理解をしてもらいたいというわけですよ。そうせんことには、今新聞とかですね、こう見てもらったらわかりますが、以前から見ればもうLGBT関係は、もう案外、ちょいちょい新聞報道とかなんとかやってます。ということは、その理解を深めなくちゃならないというのが重要視されているからこそあってるんですよ。だから、町内に限って言えば、皆さんにそれを理解してもらいたいから、まずはそれぞれの団体の皆さんにきちんと理解を求めたい、してもらいたい。だからこそ、私が今言ったように、関係するところでは、私が感じるところは、区長さんとかね、民生委員さんとか、そういう方々にはまず理解してもらいたいということもあるもんですから、その辺の方々にもぜひ研修に参加してもらいなり何なりをしてもらいたいからお願いしたいという。ただ、総務課長は私のほうから呼びかけはできにくいと言うなら、じゃ、どこが所管してありますか。民生委員さんとかね、そういう人たちに呼びかけをしてほしいというのをどこが所管してありますか。所管するところがちゃんとやってほしいわけですが、いかがですか。

○議長（中山五雄君）

執行部、答弁は。

○総務課長（高島浩介君）

今、大川議員の御質疑の中で、所管する課がということでちょっと私が申したところでそういうお話をされておるかと思いますが、私が申しておりますのは、そのこの団体にはそれぞれの会長さんもおられれば、そういう意向があられると思いますので、ちょっと私として、そちらのほうから、例えば民生委員であれば健康福祉課なりが、ちょっと私がよく知っておりませぬが、なっておる団体の中で、私が今この場でその団体を参加させますと言うのはちょっと難しいのではないかというお答えをいたしたところです。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、町長にお尋ねします。

今、これも今までも何回となくお願いをしてきたわけですが、前はパートナーシップ宣誓制度の話をしました。それはもう今言う理解を深めてもらうことと同時に、宣誓制度も取り入れていけば、同時並行的に進めていったらより効果があるんじゃないかということでお尋ねしましたが、まあ、それよりかまはずはLGBT関係の理解をそれぞれが深めることを先にというふうに答弁をいただいたと思うもんですから、なおさら今言う、何遍も繰り返しますように、町民の皆さんそれぞれが理解を深めるために、いろんな方々に研修なり参加してもらって理解をしていただきたいということをお願いしていますが、今お聞きのとりの答弁しか出ませんが、じゃ、皆さんに御理解いただくためにお願いをしたいと言うたときに、町長お願いをしたいわけですが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

一般論で申しますと、所管課がその担当課に働きかけて、その組織団体に要請をするということがあるのかもしれないので、所管課がその辺はですね、しっかりと各課に対応を求めていくことになるのではないかと思います。これは所管事務というのはそういう性格のものだというふうに思います。

でまた、LGBTの問題につきましてはですね、差別の問題といえば広範にさまざまな問題が現在社会の中にありますので、それぞれの諸問題について差別の意識をなくすために教育が必要という視点からですね、研修等を行っており、例えば同和問題しかり、いじめの問題しかり、さまざまな差別、差別の問題については、差別の根底は、人間が本能的に持つ相手よりも優位に立ちたいというところの潜在的な意識が出てくるものでありますから、これをなくすためにはですね、なくなるものでありますので、教育が必要というふうに同和問題市町講座でも学んだことがございます。ですので、教育活動にさまざまな差別についてですね、学ぶ機会をつくらなければいけないというふうに総務課は考えておるものと思います。

よって、まずLGBTということで、ここ数年はLGBTの差別の話が大川議員から提起されておりますけれども、総務課としてはそれを総覧してですね、さまざまな差別の問題について取り上げて研修の機会をつくっているものと思うし、もしそれらを広く町民の皆様方にですね、研修、啓発をする意味で必要性を言われますと、それぞれの問題についてもそういう啓発機会をつくる必要があるのではないかとというふうに私は今考えたところでございます。

○8番（大川隆城君）

このことはですね、もういろんな場面捉えて、その都度その都度していかなくちやなかなか理解が進まんわけですよ。ですからね、ですからお願いを何度となくしております。

ちょっと御紹介しておきますと、電通ですね、電通がいろんなこの関係の統計調査をした結果として、平成27年にしたときには、以前にも言っていましたように13人に1人、人口で言えば、人口の7.6%ぐらいはいらっしゃるという数字が出ていたらしいです。それがことしの1月の、これも新聞で知り得たことでありますが、電通が今回新しく調査したところ、それが11人に1人、パーセンテージ的には8.9%にふえてるそうです。ですから、このガイドする方々もふえる傾向にあるということが数字で出ているわけですよ。そして、平成27年段階でのLGBTの皆さんに対しての認知度が37.6%だったそうです。それがさきの調査の折に、この認知度の調査をした結果、68.5%にふえている。だから、認知度も高まっているということではありますが、町内を振り返ってみればどうかとえば、なかなかまだ進んでいないのが現状じゃないかと思うわけですよ。ですから、これはどうしても、今言う大きな町、小さな町関係なく、皆さんが理解を深めていかなくちゃならないことは間違いないものですからね、やはりこの上峰の皆さん方にもぜひ早く御理解いただくように手だてをしてほしいということをお願いをしているわけなんですよ。

で、そういう中で、LGBTの方がカミングアウト、私はこうですよというのをね、打ち明けるといふか、表明といふか、されている方がどうかといえ、まだ打ち明けていない方が65.1%はいらっしゃる。何でかちゅうと、やはりいじめの対象になったり、差別の対象になったりするのが心配だからされていないわけなんです。しかし、皆さんが十分御理解いただければ、そういうことがなくなるから、早く皆さんに御理解いただくということで、いろんなことを文科省あたりからも学校サイドにもいろんな通達等々でやっているし、総務省ですか、あたりからだって、国会議員の中でも今後はそういうことでのことに対しての法令化もしようじゃないかというふうな動きもあってるそうではありますが、やはりもっともっとならね、積極的に取り組んでもらいたいという気持ちがあるわけです。

で、先ほどあったように、私が例として挙げた民生委員さんとか区長さんたちとか、それぞれの所管でということならばですね、その所管の担当課からぜひ呼びかけをやってほしいわけですよ。だから、その研修会なりするのは一堂に会していいじゃないですか。別々にする必要はない。別々がいいときはしてもらって結構だけど、必ず別々じゃなくて、合同で一緒になってしてもいいじゃないですか。ぜひそれをね、やってほしいわけです。あと一言お願いします。町長よかったです。

○町長（武廣勇平君）

先ほど国会議員の方の運動の話もされましたけども、何かといったら東京の話を持ち出されてですね、人口1万人の町で同じようなレベルの行政をと言われますが、やはり所掌事務にも範囲がありますし、公平に、先ほど言いましたように、差別については扱っていくべきだという考えもありますし、全て行政依存でですね、議員さん方もそれは自分たちで運動体をつくられるとか、NPO活動をされるとか、そういう啓発活動は十分にできると思います。

そういう団体もございますし、大川議員がそういう団体を立ち上げられれば協力をしていき
たいと思いますし、我々も行政として呼びかけ等はしっかりやっていきますよ。だから、何
でもかんでもですね、東京で行っておられる行政をこの地方自治体の1万人の町で同じよう
なレベルでですね、この佐賀県でそういう住民の皆さん方に啓発をしている団体がないと聞
いておりますからね、そういう講演の場をつくられていることがないと聞いておりますから
私は申し上げておりますけども、市民活動の団体、例えばCSOのですね、関係のところが
軸となってそういう講演等を行うということはあると思いますので、そういう団体の組成を
今行っておりますので、ぜひとも議員さん方も行政に全てをお願いするという視点でなくで
すね、何らかの運動をそれぞれの議員活動の中でされるということも考えていただきたいと
いうふうに思います。（「議長、時間がないから、次にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

はい、次に進みます。

質問事項の4番、次期ごみ処理施設の建設について、その中の要旨について、昨年末に鳥
栖市内、予定地内から汚染物質が見つかったが、その処理費用の負担は「全額鳥栖市が負担
する」と市長が表明したが、その後の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。大川隆城議員の御質問でございます。質問事項の4、次期ごみ処理施
設建設について、で要旨の1、昨年末に鳥栖市内、予定地内から汚染物質が見つかったが、
その処理費用負担は「全額鳥栖市が負担する」と市長が表明したが、その後の進捗はどうか
という御質問でございます。質問に回答させていただきます。

昨年12月25日に佐賀県東部環境施設組合構成市町の首長会が開催されまして、建設予定地
の汚染状況調査に基づき、建設予定地の汚染土壌対策を行えば、平成35年度末のごみ処理施
設完成のスケジュールには間に合わないため、施設の配置を見直し、北西部、予定地の北西
部にあの処理施設を建設する変更案が鳥栖市から提案をされているところでございます。

この案に対しまして、新たな配置先の北西部におきましても土壌汚染が懸念をされるため、
北西部の土壌汚染の状況を確認した上で、正式に建設地として決定する方向性が確認をされ
ているところでございます。このため、北西部に建設が決まれば、これまでの調査で土壌汚
染が見つかった南東部及び南西部の最終処分場におきましては、建設予定地から外れること
となり、所有者である鳥栖市が今後管理をしていくこととなります。

この南東部の土壌汚染については、これまで佐賀県東部環境施設組合で土壌汚染の範囲等
を調査してきましたが、既存施設の地下など未調査の部分があることや、新たに地山部分ま
でも汚染が判明したことなどから鑑みまして、建設予定地として外れる。今後は鳥栖市にお
いて対応することとなり、引き続き土壌汚染調査を実施していくこととなっております。

私からは以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今答弁いただきました。

そうするとですね、これもまた申しわけないが、新聞報道でのあれでありますけれども、一応汚染物質が出たところは外して、場所を変えて建設をするように進んでいる。ただし、これが面積が不足した場合は、焼却施設を優先し、リサイクル施設については別途検討となっていますが、そうすると、最終的にはこの焼却処理場については2024年には間に合わせるけれども、リサイクルについてはまだいつになるかきちんとしたその計画というか——は決まってないということですか。それとも、もう既におくれはしても、いついつまでにはということになってるか、その辺ちょっとお聞かせください。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質問でございます。リサイクル処理施設についての御質問でございます。

当初の計画は、当然にしてリサイクル処理施設、または焼却施設と同区画にあるということで計画は当然一番初めからお知らせをしたところでございます。で、今度予定を区画の変更をされまして、北西部地域ですね——は、議員も先ほど申されましたとおり、約1.7ヘクタールという面積でございます。で、その中にですね、現在、首長会等でもいろいろ議論をされておるところではございますが、基本的には、その、まず1.7ヘクタールに処理施設とリサイクル施設ができるかどうかという、そここのところからも議論をされているところでございます。で、リサイクル処理施設の面積が予想以上に大きく必要だということになれば、当然リサイクル施設のほうは別のところにまた建設が必要になってくるということになりますので、そここのところは鳥栖市のほうの予定地の今後選定ですね、そういったところになってくるかと思っておりますので、そここのところはですね、今建設予定地のところを土壤汚染の調査をやっておりますので、それが3月いっぱい予定で一応終わる予定になっておりますので、そこで、まずそこに建てることのできるかどうかというところがまず第一の条件になりますので、そこをクリアされたところで、4月に首長会等をですね、また開かれまして、そして方向性を決定していくということになっておりますので、今の段階、私事務レベルとしましてはですね、その段階までしか私どもも知り得る範囲ではございませんので、よろしくお願いたします。

○8番（大川隆城君）

それでは、最後に1つだけ。

先ほども触れておりましたが、例の汚染物質が出てきたことの処理については、全額鳥栖市が負担するということは変わりなく実行してもらえるわけでしょう。そこだけ1点だけ確認させていただきます。

○町長（武廣勇平君）

今後広域ごみ処理施設の議会等で議論をしていくことになりますので、鳥栖の市長の考え

方というのをまたその際にもですね、確認をしていきたいと思います。（「じゃ、次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問事項5番、小・中学校への携帯電話、スマホの解禁について、その中の要旨の1番、文科省は見直す検討を始めるとしているが、町・教委としてはどう受けとめるか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項5、小・中学校への携帯電話、スマホの解禁についての要旨1、文科省は見直す検討を始めるとしているが、町・教委としてはどう受けとめるかという御質問についてお答えをいたします。

文科省が見直しを検討するとしていることについては10年ぶりの検討であり、時代に即したものが出てくるものと感じ入ります。

なお、見直すきっかけになりました大阪府教育長発表のスマホ持ち込み解禁については、災害時の安否確認や緊急時の連絡手段を確保する必要があると判断したという内容でございます。

上峰小、中学校においては、気象状況の変化による登下校の変更内容を含め、緊急連絡につきましては、スマートフォンのアプリ、マチコミを活用しての対応など、いち早く取り組んでいるところでございます。よって、上峰小、中学校においては既に対策はできているものと受けとめているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

議長済みません。時間が無いもんですから、2項目めも含んだところでよろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

はい。

○8番（大川隆城君）

そしたらですね、今答弁いただきました。

で、同僚議員の質問のときにも答弁をいただいておりますが、とにかく文科省が結論を出すのが19年度以降ということで示しがあっておりますけれども、最初の質問のときにも言いましたように、同僚議員のときにも教育長から答弁があつておったわけではありますが、文科省が解禁ということで決定したとしても、我が町の教育委員会としては十分検討するというふうなことで答弁をいただいとったかと思いますが、その辺をですね、最終的には小、中学校の校長に委ねられるというふうなこともおっしゃっていただきましたが、その辺も含めてですね、もし解禁となった場合、我が町としてはそのとおり従うか、それとも独自性を出し

て、我が町としてはこうだというふうにしていくものかですね。

私個人的な意見としますれば、やはりちょっとまだ心配する向きが幾つもありますね。去年だったか、おとしだったか、ちょっとごめんなさい、忘れましたが、地区懇談会のときにも、例の携帯を使ったLINEの連絡関係でいじめがありますっていうふうに言われたこともあったわけですよ。多分その後は解消したかもしれんけれども、実際、そういうことも携帯使ったのですね、ことが起きていることも事実なわけですから、その辺をもっときちんとですね、関係する先生方、それからPTAの方、それから保護者の方、十分協議をされてですね、決めていってほしいと思いますが、私個人的な考えとしては、まだちょっと解禁はどうかという心配する向きがあります。そういうことを踏まえて、教育長のほうから答弁をお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御質問でございました。

2月の19日だったと思いますが、この公表が文科省から出されてですね。率直に申しますと、まだ1カ月足らずのところでございます、町の教育委員会でも議論しているわけでもございません。まずはそこでも議論が必要かと思えますし、前回、吉富議員のときにもお答えしましたが、生徒指導連盟というのが各中学校をまとめた単位で、市郡単位、あるいは県レベルであったりします。実際に子供たちの生活指導や生徒指導に直結している先生たちの集まりであるわけなんです、そういったところでスマホや携帯電話等の取り扱いについても申し合わせ事項をしたりもしているというのが佐賀県の組織でございます。したがって、そういったところでの議論を経ながら、そして上峰町は上峰町なりの教育委員や、あるいは地域、保護者との議論を始めたいとは思っております。既に上峰中学校のPTAでは一昨年ですね、この携帯、スマホの取り扱いに関するアンケート調査を全校的にしていただきまして、各家庭での決まり事をつくっていこうという、保護者への啓発活動も含めてやっていただいた経緯もございます。ですから、そういった力のある上峰の小、中学校のPTAでもありますので、そういったところとも協働しながら、本当の意味で子供たちに何がいいのかを追求していきたいと思っておりますが、現時点で私の思いは、大川議員が今述べられたところとほぼ同じでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、大川隆城君の質問が全て終わりました。

次に進みます。

原田希君の質問に入ります。

質問事項、消防団の充実について（発言する者あり）済みません。

○6番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6番原田希でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回、改選によりまして3期目の活動の場を与えていただきました。この期間中、多くの住民の皆様から、特に今大きな問題であります、今回も出していますけど、中心市街地のお話とか、それから、住環境の整備、そういった声を多く聞いてきたところでございます。そこを踏まえて今回まずは大きく3点質問を出させていただきます。

大きく1点目、消防団の充実についてということで、これについては、ここ数年来、消防団及び消防団員の皆様の処遇改善ということで、行政の皆様にはさまざまな処遇の改善ということで施策を展開していただいております。また、今回、町長の施政方針の中にもさらなる報酬、手当の増額の検討とか、格納庫のお話とかも施政方針の中では聞いたところでございます。その中で触れられております要旨の1点目として、第3部格納庫移転の進捗と今後のスケジュールはということで通告をさせていただきます。

消防団格納庫につきましては、私の記憶が正しければ、もうどこの格納庫も建設から30年まではいかないですが、大体それぐらいの年数がたっているんじゃないかなというふうに理解しております。当然どこも老朽化をしておりますし、立地の関係で第1部に関しましては平成27年に新築移転ということでなされております。その後、次は第3部ということでお話がその当時から出ておりました。3部団員の皆さん初め、関係の住民の皆様等も移転については、まだかまだかというようなお話も最近も聞いたところでございますので、この移転についての現在の状況を伺いたいというふうに思っております。

大きく2点目、生活環境の整備についてということで、先日、同僚議員より道路関係のお話がありましたが、今回、私の質問としては側溝の改修について全体的な整備の考え方等も含めまして質問させていただければということで、具体的な箇所としては下坊所（みどり野団地）内の側溝ということで出させていただきます。

大きく3点目に、これはもう今回ほとんどの議員さん質問出されておりますが、中心市街地の再開発についてということで、これは今一番、先ほども同僚議員からありましたとおり、住民の皆様の関心が一番大きい部分ではなかろうかというふうに思っておりますが、現在の状況としてはなかなか細かいところまで言えない部分もあるということで、きのうからやりとりを聞かせていただいたところでございます。なかなかそういう状況でございますので、私たち質問する側からしてもなかなか難しい部分があるなと思いながら聞いていたところでございました。きのうから引き続きの内容になりますので、重複する部分も多くあるかと思っておりますが、答弁のほうをよろしく願いいたします。

要旨の1点目としては現在の進捗、それから、2点目として今後の流れ及び内容ということで質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

原田議員、先ほどは大変失礼しました。

それでは、質問事項、消防団の充実について、要旨について、第3部格納庫移転の進捗と今後のスケジュールはということで、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

原田議員の質問事項1、消防団の充実について、質問要旨1、第3部格納庫移転の進捗と今後のスケジュールについての御質問にお答えをいたします。

先日、他の議員の質問に対します答弁内容と重複する部分がありますが、御了承いただきたいと思っております。

消防団第3部格納庫の移転につきましては、平成30年度当初予算のほうで設計予算のほうで組まれており、坊所団地東側の町有地のほうに当時建設が予定されておりました。その後、防火活動への出動時等に坊所団地居住者及び近隣住民の住宅地住民より苦情が出る可能性があるというような意見が出まして、また、団地の隣接地でもあり、団地住民から駐車場として利用したいという要望も上がっているというような意見が出まして見直しを行ったところでございます。

用地につきましては、今回、町有地以外の農地のほうも候補に挙がっておりまして、現在、農地のほうが新規で候補地ということになった場合も想定いたしまして、用地交渉等の準備ということで不動産鑑定等の委託料を新年度予算として計上しておるところでございます。

また、今後のスケジュールということでございますが、まず、用地の決定が第一ということで、用地が決まらないというところで、新たに用地取得等をするということになった場合は現時点で具体的なスケジュール等々は組めないものかと思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

坊所団地の横がそういった理由で、また31年度に用地を選定していくということで、きのうからの御回答もありましたので、そこは理解をします。

ただ、冒頭言いましたとおり、もう話が出てから3年近く、2年、3年たちます。その間、消防団の幹部の皆さんとの協議や、それから、消防委員会も数回開かれているというお話も聞いていますし、また、関係の区長さん方からもお話、協議の場を設けられたということでお話を聞いております。

そういった、何ていいますか、平成27年に一部が新築移転されて、その後、3部というお話が出てから、そういった流れを経た上でやっと取りかかれるという状況にありながら、また今回聞いてみると、今から用地の選定ということですので、いろんな事情があつてのあそこがだめだというお話はもう理解をしますので、ぜひこれは早急に進めていただきたいなというふうに思っております。

まずは、そこの早急にやっていただけるかどうか、そこら辺の農地を取得する上での金額等々のいろいろもありますけれども、前回、予算がついた上で結局だめで、また新たな土地をとというお話ですので、これが何回もないとは思うんですけど、またやっぱりあそこもだめでしたという話になると、また来年度一からという話になりますので、先ほど言いましたように、もう格納庫自体も、御存じかと思いますが、シャッターがあかりにくくて、緊急出動の際に消防車が傷ついたというようなことも過去にあってますので、ぜひ早急な対応をここはお願いしたいと。これは団員の皆様の総意だというふうに私は思ってますので、そこを踏まえてもう一度答弁をいただければと思います。

○総務課長（高島浩介君）

先ほど私のほうが答弁をいたしましたとおり、30年度の当初についてはそういう形で坊所団地の隣というところでの予定がなくなっていったかと思えます。今回またそういう諸事情がありまして用地を選定し直すというところがございますが、なかなか、今、議員のおっしゃるとおり、急々に進めていきたいところがございますが、新たに用地を取得するということとなりますと、当然、用地買収等々が必要になってまいります。その後、予算協議等が調いまして買収が進んだところで、また農振除外等々出てくるというような形で、まず、先ほど申しましたとおり、用地の取得、こちらに向けて努力をさせていただきたいと思っております。

また、こちらはちょっときのう触れましたが、用地の選定をし直す上で、当然、私どもも新たに取得するというのであれば、消防委員会の中でも、時間と、何と申しますか、予算のほうもかかりますよというお話も当然前々から出てはおります。で、そこの中での見直しというところで、できるだけ私どもも努力して急いで用地の決定等していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

時間はかかるでしょうけど、また一からという話にならないように、そこはしっかりと協議をしながら進めていただきたいなとお願いをいたします。

で、ちょっと1点確認なんですけど、先ほど私の理解ではもう30年近く各部の格納庫たっているんじゃないかというふうに現在私は理解をしているんですが、その確認をできればお願いしたいと思います。平成2年に建設をされているんじゃないかなというふうに思うんですが、よろしく申し上げます。

○総務課長（高島浩介君）

その確認ということでございますが、私が今手持ちで持っておる資料で、第3部のほうから移転の要望というのが出されております。その時点で平成29年の8月に出されておるんですが、築27年を超えておるということで、28年、29年程度はたっているものかと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

それぐらいたっているということでございました。さらに加えていうと、これはもう十分皆さん御存じだと思うんですけど、トイレがないだとか、周辺の住民の方からの、いろいろとかというのもあった上での、こういった要望書の提出を受けての新築移転のお話だったと思いますので、そこも踏まえて、なるべく早く候補地を選定いただいて進めていただきたいというふうに思っておりますので、そこはぜひお願いをしておきます。

それから、先日の同僚議員の一般質問の中で、これはちょっと中心市街地の話の絡みだったんですけど、防災の拠点としての機能も考えていけるようなお話もございました。例えば、これは私の勝手な考えなんですけど、まず、候補として当初考えていた場所が駐車場ということでだめになって、今からまた新たな用地を選定して取得を目指していくということで今回その鑑定の予算等ついてますけど、一方で、これ済みません、私の勝手な考えなんですけど、そういった中心市街地に防災の拠点としての機能を持たせることもできるのであれば、そこに3部、エリアとしては3部ですので、3部の格納庫をとという考えも実は頭の片隅に、これはちょっと町長にお聞きしたいんですけど、ないこともないのかなというふうなちょっと考えを私勝手に想像してましたが、そのあたり町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

3部の団員であられる原田議員からの貴重な御意見ということで私も目からうろこでございましたが、今、貴重な御意見として承っておきたいと思います。

確かにあそこは交通量も多いし、ただ、下坊所、上坊所からすると、遠い距離にはございます。井手口地区は近いと、下津毛地区は近いということになるでしょうけれども、そういう場所だと、三上地区は特にですね、なかなか遠くなるのではないかなという議論が起こりそうですけれども、大変貴重な御意見だというふうに思います。ありがとうございました。

○6番（原田 希君）

私も一団員ですので、この場所の選定に関しては、やっぱり幹部の皆さん、それから、関係区長さん、消防委員会できちっと協議をしていただければなというふうに思っております。私はあそこに持ってこいという話ではなくて、もしかしたら、そういう思いがあつての、思いも少しあるのかなというのをちょっとお聞きしたかったというだけでございますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。とにかくこの3部の移転新築というのはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

で、恐らくどの部も同じ時期に建設をされて、同じような年数を経てきていると思います。1部に関しましては27年に新築移転、3部についてはこれからということですが、その後、2部、4部ということで長期的な話になると思うんですけど、そういったことで随時更新をされていく予定なのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（高島浩介君）

現段階で具体的にほかの部の建てかえ等々で計画等は上がっていないものと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

今のところ計画はないということでございました。とにかく1部が新しくなって、数年後になると思うんですけど、3部が新しくなってくれば、ほかの部も同じような年数たって老朽化も当然していると思いますので、そういったお話も出てくると思いますので、やっぱり今回の3部の計画については、なるべくスピーディーにといいますか、またやっぱりゼロからですというふうにならないように進めていただければということをお願いして、この項は終わらせていただきますので、最後に町長のほうから一言お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変御心配をいただいて、3部の格納庫につきましては立地等も老朽状況も非常に懸案でございまして、早急な実施が必要だと団員の皆様方にも常々いただいていたところでございますので、実施にこれだけの時間がかかっていることは大変申しわけなく思います。

と同時に、コンセンサスをつくるというのは非常に難しいのだなというふうにきのう実感をいたしました。やはり十人十色といいますが、1人10色といいますが、さまざまな思いがあらわれて、以前思っていたことと違うことを次の日は話される世の中ですけれども、団員の皆様方の意見もまだ聞けてないという認識の方もいらっしゃいますので、ここについてはしっかりコンセンサスづくりをとりながら、区長さんとまた打ち合わせをさせていただいて、そして、新たな立地について検討していきたいというふうにご考えてございます。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2、生活環境の整備について、要旨について、下坊所（みどり野団地）内の側溝については、改修が必要だと思うが町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、原田議員の質問事項2、生活環境の整備について、質問要旨1、下坊所（みどり野団地）内の側溝については、改修が必要だと思うが町の考えはという御質問に対しお答えいたします。

過去に開発分譲された住宅団地については、側溝の幅が狭かったり、ふたがなかったりするため道路幅員が狭くなり、離合できないような状況になっている箇所が多く見受けられます。議員御指摘の団地につきましてもそのような状況であると認識しているところでございます。また、本町にはこのような団地が点在しており、計画的に側溝改修を行ってきているところでございます。

しかしながら、今年度につきましては長年対応できてなかった舗装改修のほうに予算を多く向けている関係で、大規模な側溝改修等につきましては予算化してないというような状況でございます。

ほかの箇所状況等十分に検討を行い、財政面も考慮し、必要性の高い箇所から計画的に施工を実施したいと考えます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

まず、道路については平成何年でしたか、26年でしたかと思うんですけど、路面性状調査を全町的にちょうど行われて、ランクといいますか、改修の必要度というのを性状調査として出されています。先日の同僚議員の道路改修のやりとりの中で、そこにプラスアルファして地区の要望だとか、財政状況、補助金、交付金の状況、緊急度ということを経合して優先度をつけて、今年度はこれをやっていくという流れで、道路についてはやっていかれるということで、これは理解をしております。

で、性状調査は路面の調査だけだということですので、側溝については恐らくそういった調査がなされずに、今おっしゃいました長年の懸案のというような、地区の要望等も入ってくると思うんですけど、考慮されての実施になるんだろうなと予想をしますが、側溝に関しての優先のつけ方なり、課内でのこれが先だよなという、その位置づけはどういう、何といいますか、どういう要素を集めたところでの優先順位になるのかということのをまずお聞きしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

今、原田議員のほうからの側溝の必要性の順位づけの内容はということでの御質疑かと思えます。

順位づけの内容としましては、基本的には側溝にふたがないという部分をまず優先的にと考えておりますが、それ以外にも幅員が狭いとか、あと、離合できないような形で事故が起こるとか、そういったところも勘案する必要があると思います。あと、それ以外に排水能力が低下している、要するに側溝としての機能低下しているところ、そういった内容を総合的に勘案して、順位、順番を決めていくような形になるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○6番（原田 希君）

今、御説明をいただきました。基本的には路面とあんまり変わらないような感じなのかなというふうに受けたところでございます。

で、今回、私の質問の箇所についてはほかの部分で今年度は予算としては今年度はできないということでしたが、たしか今年度の側溝に関しては7カ所予定をされていると

ということでございましたので、もし、よろしければ、その7カ所、場所を教えてくださいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

今、原田議員からの御質疑で、ことし計画している7カ所をということでございます。7カ所、順次申し上げていきますので。

まず、緑ヶ丘団地南線側溝改修工事ということで計画しております。それから、三上住宅4号線、これは路線としての改修計画でございます。それから、西峰住宅1号線、これも一部路線の改修ですね。それから、檜寺線側溝改修工事。続きまして、下坊所住宅線側溝改修。それから、御陵坊所線側溝改修。学校前住宅線側溝改修。井手口団地9号線、中の尾団地内になります、側溝改良工事ということで計画をしております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ありがとうございました。道路、側溝ともに、本当に全地区から、今回は7個、側溝ということですが、多くの多分要望等あると思います。で、なかなかどこからやるかということも難しいのかなというふうに思いながらも、ただ、要望はなるべく進捗を見て実施をしていただきたいなという思いから、今回、私が出している地区に関しましても出させていただいたところがございますが、先ほどどういった判断で優先度をつけていくかということでございました。まず、ふたがない、幅員が確保できない、離合できない、排水の低下ということで、そういったところがまずは順位の決め手といたしますか、理由づけになってくるというお話でございました。

で、私が今回質問出させていただいていますあその側溝に関しても、ふたもありませんし、離合はどうかなという感じなんです、加えて、側溝にふたがないために、お年寄りの方とかが足を落ち込ませて、けがをするというようなことも実際起きております。で、あその住民の方、それから、下坊所の皆様からも、何とか側溝をきれいにしてくださいというような御意見、当然、要望書も出ているということでございますので、ぜひこれは早急に対策を講じていただきたいなというふうに思っております。

で、私もちょっと素人なんで、見ただけで、これはもう老朽化していると、そこまではちょっとわからないんですが、素人目ですけど、見る限りやっぱりこのままじゃだめだよねというふうなのは思いますので、そこは早急にやっていただきたいなと思っているんですが、その御回答をお願いいたします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま原田議員さんのほうからの御質疑で早急にやっていただきたいということでございます。要望書も出ておりますことですし、今年度予算の中でみどり野団地の側溝でございますけれども、ふたがないような状況で危険な状態になっているということは認識はしており

ます。で、現地を調査した上で、側溝を入れかえるような必要がないというようなところがあれば、ふたがけのほうを入札残等予算の状況を見ながら対応できるような箇所から対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひお願いをいたしまして、この項を終わらせていただきます。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地の再開発について、要旨の1番、現在の進捗はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項3、中心市街地の再開発について、要旨1、現在の進捗はに関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

PFI事業に関しましては、1月25日に募集要項を公開し、2月8日を応募期限としておりました。2月の21日に応募事業者に対し説明会を行ったところです。

今現在は質疑や対話の期間でございまして、応募事業者と要求水準、内容について詳細を詰めていく作業を行っているところとなります。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

これに関しましては、先ほど答弁いただきましたけど、きのうから内容が変わらないということで、なかなかもう私——それは十分わかります。で、だけれども、やっぱり住民の皆さんの関心は非常に高いですし、やっぱりきょうもこの件に関しましてはこういう機能はどうだという各議員さんからの御提案等もあっております。やっぱり我々は、何といいますか、住民の皆さんと話す際はイオンの話、イオンというか、中心市街地の話になれば、こういうのが欲しい、ああいうのが欲しいというのをやっぱりいまだに言われますし、何になるんだと言われても、こうですよというのはぼやかしてぼんやりとしか伝えれないというもどかしさを感じているところでございます。

この中心市街地に関しましては、当然、交流人口をふやしていくということで進めていかれると思いますし、とにかく空洞化は避けられないということで、無償譲渡の相手方の取締役会の決議が出てすぐそのスタートダッシュ、ここがスタートダッシュのタイミングだというお話でしたので、それを皮切りに今進められているというふうに思います。

今、要求水準の中で対話の状況ということで、この間、きのう、きょうと同僚議員の御質問等聞かせていただきながら思ったのが、もう事前にサウンディング調査、それから、各種団体、K a m i 女椿の会の皆さんとか、商工会の皆さんから、こういうのが欲しいという御意見を聞かれて、そこが今その要求水準の中に盛り込まれた上で応募事業者の方と対話の段階ということなんで、今の時点で新しい意見として、あれもこれもそれもとと言っても、ちょっとって言われるところもわかりました。

で、ただ、やっぱり心配なのは、意見を集約して、こういうのをやりたいんですよという提案をしたけれども、要は民間の会社がやっていくという事業ですので、それを全て実現できるわけではないというふうに思っています。今その対話の段階ですので、できれば、やっぱりこちら側の姿勢としては、当然、いや、この機能に関してはもうからないからやれませんかよというような話もあると思うんですよ。ただ、なるべくそういったこれまでの意見聴取で拾ってこられた皆さんの声というのを、なるべく反映していただけるような対話をしっかりとやっていただきたいというふうに思いますし、特にこの期間が、きのうからの話を聞いて感じたのは、今の期間が一番重要な期間なのかなというふうに感じてますので、ここはしっかりとやっていただきたいなというふうにちょっと今感じてるんですが、そのあたりの、何といいますか、意気込みというか、対話に対するどういった姿勢で臨まれてるかというところをちょっとお伺いできればなというふうに思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の御質疑の内容ですけれども、言われてある私どもが昨日来から御説明している内容、スキーム、考え方に関しては、議員の今、御説明されたとおりで間違いはない、そういう状況でございます。

それで、一応対話、非常に重要なものでございます。で、これに関しましてはいろいろなコンソーシアムという事業体とかございますので、例えば、設計であったり、ファイナンスであったり、企画だったり、そういったところ、ずっと対話の中には参画してくるということになるんですね。そこの中の分野分野に合わせたところで、私どもの思っている水準に関して到達するかしないか、このところに関しては非常にせめぎ合いと言っちゃいかんとですけれども、そこはちょっと交渉、あるいは事業者さん等の考え、これを上手にすり合わせていくという作業は非常に重要なところになってまいりますので、私どものほうとしてもこちらのほうと持っているような内容に関しては成就させていきたいという考えは当然持っております。

で、事業者さん側のほうとしても、その細かい内容といいましょうか、例えば、お店であれば、どこに連れてくるとか、そういうようなテナントの話とかにもなってくるだろうと思うんです、今後はですね。ですので、そういったところの中身に関しても、私たちのほうとしても多少興味あるところがございますので、そういうところに関しては、集客できるよ

うな、人だまりができるような、そういったところに関しても私たちの思いというものを、あとは町民の思いというものをそこに乗せて、事業者さんといろいろな交渉に当たっていきたくないと、このように考えております。

○6番（原田 希君）

しっかりとその町民の皆様の思いというのを形にさせていただきたいなというふうに思っております。

で、要求水準書の中身でどういった機能がというようなお話がきのうからずっとあっておりました。やっぱり町民の皆さんの一番の関心というのは、日常生活に直結した機能ですね。特にあの地周辺の住民の皆さん、それから、御高齢で、きょうも出ていました買い物難民という言い方がちょっと正しいかわかりませんが、買い物に困るといふ方々のやっぱり思いとしては、そういった買い物を初めとした日常の生活に直結するそういった機能を、ぜひこれはつくってくれんばいかんよというような声も実際この間聞いてきたところでございます。

で、ホームページのほうに、今ちょうど公募の段階ということで、中心市街地活性化事業の事業者募集についてということで募集要項が載っております、それを見させていただく中に、事業の概要というあたりからずっと地域の交流拠点でありますとか、文化・情報の発信拠点、それから、道の駅（仮称）ということでございましたけど、それから、地域振興施設、子育て支援施設、もろもろ載せられております。で、これが実際、これは私のちょっと今の理解なんですけど、これがさまざまな団体の皆さんから意見を聴取して、サウンディングも含めて、踏まえたところでこういう施設をつくりたいということを出てる要望といいますか、機能であり、これが要求水準書に盛り込まれているというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

募集要項に関しましてはほぼダイジェスト版というふうに思っていたいただければ幸いです。議員お見込みのとおりでございます。

○6番（原田 希君）

そうすると、私が、これは私の話なんですけど、私がいろんな町民の皆様から聞くこういう機能が欲しいという御意見とほぼマッチしてるなというふうに思っているところでございます。

ただ、一つ心配なのは、先ほども言いました民間がやっついていけますので、採算が合わないものは幾ら要求しても実施がされないということですので、先ほども言いました、そこは今の対話の期間が一番大事だということで、そこはしっかりお伝えをしていただきたいと思いますというふうに思うと同時に、機能でいうと、先ほども出たかもわかりませんが、午前中出たかもわかりませんが、官の部分、公共の部分と民間の部分ということで、これも分けてあります。

で、当然、民間の部分はもうからなければ、やる必要がないという企業の判断になると思うんですが、官、公共の部分、これについては、例えば、民間として、いや、そんなことやってもうかりませんよとなっても、公共の部分についてはしっかりと、例えば、ここに載っている公共の部分については、それでも確実にこれは機能として備えれます、実施できますというふうな理解でよろしいかどうか、そこをお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その中に入っております公共サービスといわれるのは、まさに行政サービスとして展開する占有面積をそういう施策の内容で展開しようとしている場所でございますので、そこに関してが私どものほうで今後事業者の提案を踏まえたところで予算を計上していく中で積算していく中の非常にコアとなる部分になるというふうに考えているところでございます。ですので、そういった御理解で差し支えないだろうというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

わかりました。そういう理解でわかりました。

で、ちょっと感じたのは、公共の部分については、この内容を見ますと、子育てとか、子供たちにかかわる部分、そういった世代の方の意見が多いのかなと思いますし、民間の部分で言うと、先ほど言いました生活に直結した部分、買い物、商業施設等も入ってますので、単純にはちょっと分けられないかもしれませんが、そういった周辺の皆さんとか、買い物に困った人たちの部分を網羅といいますか、意見を集約されているのかなと、ざっくりと見ればですね。

そういったところを考えますと、やっぱり載ってる分は全部やっていただきたいなというところが思いですし、町民の皆さんの思いに沿う形になるのかなというふうに思いますので、そうは言っても民間だからという話にまた戻ってしまいますけど、しっかりとこの時期の対話は本当にやっていただきたいという思いでございます。

そこら辺の意気込みといいますか、当然やられているとは思いますが、その思いを町長のほうからもちょっと一言いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

原田議員がほんと正しく理解していただいて、私たちも言葉足らずで、いまいちイメージを伝えられないところがあったので、大変御容赦申し上げたいことと大変感謝申し上げます。

今申し上げられましたように、本当に町内にイオンが閉店したことで喪失感が広がっております。駐車場にはこれまでの資材等が、何というか、オフィス用の机だとかベンチだとかが出て、あれを見るたびに寂しい思いに駆られると同時に、あのベンチ使えないかなとか、一方で考えている自分がいて、要するにここの場所を活用して何か町民の皆さん方も多くの方が何か活動の拠点にしたいという思いがきつといらっしゃるだろうという視点でいきます

と、ここに挙げている項目を中心に今後競争的対話の中で市場性を何とか見出していただいて、あるいは公共の居室をふやすことで、その辺を何とか対応していただくような働きかけを強めていきたいというふうに感じてございます。

ですので、多くの町民の皆様方に接する場合に心がけているのは、やっぱり意見をしっかりと聞きしながら、なるべく、何と申しますか、それを形にするためにはどういうふうに市場性を見出したらいいかということに住民の皆さんと一緒に考えていくことで、ここはPFI事業なんで、民間が市場性を見つけないとなかなか事業実施が難しいということと共有していく、そういう機関にしていきたいというふうに考えてございますので、議員の御指摘を受けまして、さらに今後とも意気込んでまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

私も過去何回かこの中心市街地については質問をさせていただきながら、そのたびによくわからずに終わっているという状況でございました。

今回、きのう、きょうと同僚議員さんとの皆さんとのやりとり聞きながら、何とかここまでは理解できたのかなというふうに思っていますが、なかなか、何と申しますか、事業としては、うちでは例がないと思うんですよ。なので、町民の皆さんも議員さんもわかりにくい部分というのが非常に多いのかなというふうに思っていますので、しっかりとそのあたりの情報の共有というのは、先ほど町長も言われましたけど、必要なんじゃないかなというのをこの間ずっと思ってたところでございました。

その手法としては、恐らく県内外からも注目されるようなやり方なんじゃないかなというふうに思いますが、中身としてはやっぱり町民の皆さんはその機能という部分に非常に関心が高いというふうに思っていますので、何度も言いますが、集約された思いというか、意見をしっかりと今の対話の中で形にできるように努めてもらいたいなというふうに再度お願いをしたいと思います。この項はこれで終わります。

次へ進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

要旨の2、今後の再開発の流れ及び内容はということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項3、中心市街地の再開発について、要旨2、今後の再開発の流れ及び内容はに関して答弁をいたします。他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

現在、2月21日に応募事業者に対します説明会を終え、対話の期間に入っており、対話の中で応募事業者の提案内容の熟度が高まってくるのかと思います。

5月にプレゼンテーションを実施をいたしまして、5月末には優先契約事業者を選定をし、基本協定を締結をいたします。その後、事業者契約の仮契約を行うこととなりますが、仮契約を本契約にするため、しかるべき議会におきまして議案上程をすることとなります。ほかにも関連議案を五月雨的に上程していくことにはなりません。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

スケジュールとしては理解をしました。

で、ちょっと一つやっぱり議会として気になるのは予算の部分なんですけど、仮契約の部分で関連に関してもこのあたりで議会にいろんな議決が求められてくるというようなお話がございまして、予算に関しても大体このあたりで出てくるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

予算に関しましては、まず、額をどの程度私たちが費用感としてやらなければいけないのかというのをまずつかまなければなりません。ですので、少なからず優先契約事業者が決定するという状況にならないと、どの程度の予算が必要なのかというのがちょっと見当——見当といえましょうか、ある程度の目測というのが立ちにくいということはございます。

それで、その後に基本契約を締結をいたしまして、その後ぐらいのタイミングでの上程という形になるのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

その予算の優先契約事業者が決まってからということでもございました。その募集要項を見ても、町負担の分に関しては事業者から提案を受けるというような形になっていますので、ちょっと知りたいのが、新しい施設、複合施設の中で、公共の部分に関してどのぐらいの予算がかかるのかというのがちょっと気になる場所なんですけど、そこに関しては提案がなされていない以上、答えられないというふうになるのかどうかお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに、その工期であったりとかですね、タイミングであったり、そういったところも含めて民間のノウハウが生かされた状況で金銭に関しても提案がなされるということになりますので、ちょっと憶測で今どれぐらいというのは語るような状況じゃないかと思っておりますので、お見込みのとおりということで御理解いただければというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

とにかく空洞化を避けるためには、先ほどの格納庫の話じゃないですけど、スピーディーにどんどんどんどん進めていってもらわなければいけないということを過去にも言わせていただきました。ただ、同時に、なかなか私もついていけない部分もございまして、しっ

かりとそこは我々もちょっと対話をしながら、町の利になるようにしっかりと我々もちょっと勉強しながら進めていく必要があるなど改めてまたここで実感をしたところでございますので、そこはきちっと情報を共有してやっていきたいし、そういうふうな対応をしてもらいたいということをお願いしてこれで質問を終わらせていただきます。

最後、もう一度町長から一言お願いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

大変質疑の中でも新たな視点であったり正しい理解をしていただいております。私自身もこの事業に携わりながら、どのように展開がされていくのかということをも最初はつかめてない時期もございましたけれども、大切なのはやはり自分が話すことによって自分も理解が深まるということもあるんだと、先日、シンポジウムを通じて思ったところがございますので、よりこの機会を捉えて皆様方の勉強の場等にも参加させていただくことができれば、この点について視察研修等も御一緒できればいいなと思っておりますし、そういう場面があれば、ぜひ委員会の研修等も連れて行っていただきたいと思っております。

そのときには必ずその中心市街地について私どもが思う形で、今でき上がっていることについても共有する機会をつくっていきたくと思っておりますし、これは多くの町民の皆様方も同様に感じていらっしゃると思いますので、シンポジウムをああい講演の場のような形でやっちゃって質疑応答を十分時間をとれなかったということもございますので、その点はちょっと何かしらの団体を通じてか、町として行うかは別としまして、考えるとして、機会をつくっていただけるというふうにも思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

これで原田議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、45分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1 番鈴木千春でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、一般質問を開始する前に、私の質問につきまして少しかお時間をいただければと思います。

いただきました4年間の任期で16回の一般質問の機会を与えていただきます。私の質問にはできる限り質問の意図や目的を含め、何を聞いているのかを明確にするよう努めます。加えて、期待する答弁につきましては、結果がどうであるかを明確化していただければと考えております。例えば、イエスなのかノーなのか、主語は何であるのか等でございます。限られた一般質問の時間の中で、質疑・応答は何で、その質問に対する答弁が何かをわかりやすく、かつ明確にやりとりできればと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

では、早速私の一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく4点でございます。質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨1、PPP/PFIの概要について、要旨2、SPCの概要について、要旨3、これまでの手法との違い、メリット、デメリットについて、要旨の1から3につきましては同僚議員より同様の質問がたびたびあったかと思っております。で、私自身も昨年の町民センターでのセミナーへの参加やインターネットで本件について学んでいる最中ではございますが、非常に難解である印象を感じており、いま一度概要について答弁をよろしく願いいたします。こうあるんですけども、何度となく同僚議員からこの件については話があったので、この資料を作成する前よりは知識が多少ついていくかと思うんですけども、円滑に一般質問をするためにいま一度答弁いただければと思っております。本件につきましては、1から3までをまとめて答弁いただければと思います。

要旨の4、スケジュールと現在の進捗について、本件のスケジュールの範囲につきましては、開業までを答弁いただければと思います。その中で、現在の進捗につきましてもあわせて御答弁のほどお願いいたします。

そして、要旨の5、中心市街地活性化事業に対する町長の意気込みにつきまして、こちらは本事業における町長のお考えや意気込みをお聞かせいただければと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、質問事項の2、ゴミ処理等環境衛生について、要旨1、イオン閉店に伴う弊害として、イオンが行っていた店頭での資源ごみの廃棄ができなくなってしまうことについて、町として対応はあるか。本件につきましては、民間でありますイオンが実施していたサービスではございますが、近隣住民の方より不便である旨、多くの声を伺っております。なので、この場をかりて質問させていただければというふうに思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

次に、質問事項3、雇用対策について、要旨1、現在の町内事業所従業員数は、要旨の2、

雇用促進に向けた取組みは。本件につきましては、まちづくりプランの後期分野別計画に記載のある町内事業所、従業者数の進捗についてお尋ねいたします。

最後に質問事項の4、農業の振興について、要旨1、後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた取組みは、要旨2、6次産業化の促進に向けた取組みは。本県農家の皆様が直面している課題に対し町の取組みを答弁いただければと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、要旨の1から2、3までが一括して質問を受けます。PPP/PFIの概要について、SPCの概要について、これまでの手法と違い、メリット、デメリットについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

それでは、要旨の1から3まで一括して答弁差し上げたいというふうに思います。

まず、鈴木議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の1、PPP/PFIの概要についてに関して答弁をいたします。

PPP、これはパブリック・プライベート・パートナーシップの略になりますが、このPPPは文字どおり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のことを言います。後述いたしますPFIを含む幅広い概念となります。

一方、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブと言いますが、このPFIは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業方式のことを言います。

続きまして、質問事項の1、中心市街地活性化事業について、要旨2、SPCの概要についてに関して答弁をいたします。

資産の流動化に関する法律による特定目的会社をSPC、スペシャル・パーパス・カンパニーと言いますが、これSPCと呼称いたします。従来の公共事業では施設の設計、建設の際に必要な費用は公的資金で対応しておりました。これがPFI事業では設計、建設に必要な資金の一部をSPCが金融機関などからプロジェクト・ファイナンスという借入れ方法で調達するのが一般的です。これにより、地方自治体は建設時期に一度の資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価としてSPCに対して資金を支払うこととなります。

続きまして、要旨の3になります。中心市街地活性化事業について、要旨の3、これまでの手法と違い、メリット、デメリットについてに関して答弁をいたします。

大別をいたしますと、従来型の方式を仕様発注方式という言い方をし、PFIなどの方式

を性能発注方式などと言いますが、仕様発注方式は構造物等の成果に対する検証はなく、経験に基づく形状で規定された仕様どおりに構造物などが建設されることを求めるため、本来必要とする性能以上の形状であっても、民間の創意工夫が生かせず、価格のみで落札が決定され、コスト高となるなどの指摘がございます。一方、性能発注方式はあくまで建設する構造物などの要求性能を満足することを求められており、設計の性能規定化により手段、方法を問わず、民間の技術力を生かすことができ、コスト縮減や品質が確保されるとともに、技術力の競争による透明性、競争性が確保された入札契約方式としても期待をなされております。

以上、3点につきまして鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

同僚議員からたびたびの質問の中、答弁いただきまして、私の理解としまして、民間のノウハウを生かして資金等を出すものを、町だけで出さずに特定目的会社のSPCの資金調達を活用して行う事業であるというふうに理解しております。

PPP、PFIについて、この一般質問をする際に、私の中でさまざま調べさせていただいたときに、やっぱり特徴でありますSPCの持っている権限であったり、バランスが非常にその事業を難しくするというか、課題であったり、見えない部分であるのではないかなというふうに思っております。

町の要求が強過ぎると民間のノウハウが引き出せないですし、かといって、民間企業がやりたいことをやりたいようにやってしまえば、町が要望しているものとは違った施設になってしまうと。その中をさっきの同僚議員の発言の中で、要求水準書の中に記載があるのかどうか、そういうリスクというか、線引きは難しい部分ですね、そういう部分に関してどうやって回避するか、その件について答弁をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおりでございます。そういった官と民のバランスをとるために、まさに競争的対話という手法があったり、リスク分担、これに対して公がどこを負担し、民がどこを負担するということを明確にした上で、それぞれの役割を担っていくというようなスキームでございますので、そこは非常に重要な点でございます。もちろん、水準書を提出する中では、そういった割り振りというものは御提出を差し上げているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、ちょっと私が聞きそびれてしまったというか、質問の伝え方が悪かったなど反省しているところであるんですけども、要求水準書にはそのようなSPCが持てる権限、明文化することは大変困難というか、難しいことなのかもしれないんですけども、そういうことに関する記述等がございますでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

S P Cの具体的な権限というところまでは、具体的な記述というのはさほど入れてなかったというふうに思います。ただ、最近のスキームというか、トレンドといたしまして、S P CをつくらずにP F Iをやるという事業者もありますので、ですので、そこに対応したものもあるということでございます。ただ、S P Cを設置するというのであれば、もちろん本町にS P Cを所在してくださいと、そういう書きぶりはございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今、権限に関する記述はないという旨、答弁いただきました。やはり特徴でありますS P Cは可能な限り入れる方向での検討を強く要望したいなと思っております、やはり民間企業のノウハウを生かしたりリスクの少ない中心市街地活性化事業になればいいなというふうに思っております。

次の質問に進んでください。お願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

要旨の4番、スケジュールと現在の進捗について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨4、スケジュールと現在の進捗に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

P F I事業に関しましては、1月25日に募集要項を公開いたしまして、2月8日に応募期限としておりました。2月21日に応募事業者に対する説明会を終え、今現在は競争的対話の期間に入っております。応募事業者と要求水準書内容についての詳細を詰めていく作業を行っていくところとなります。対話の中で、応募事業者の提案熟度が高まってくるというふうに思っております。5月にプレゼンテーションを実施をいたしまして、5月末には優先契約事業者を選定し、基本協定を締結をいたします。その後、事業者契約の仮契約を行いまし、仮契約を本契約にするためにしかるべき議会のほうにおきまして議案上程を措置していくこととなります。

また、同様にほかにも関連議案を五月雨的に上程していくことになるだろうというふうに考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本件につきましても、同僚議員から数々質問があつて、同様の答弁を聞いていて、ちよっ

と疑問に思っていたんですけども、関連する議案ということって、例えばどういうことが想定されますでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

手法によって若干前後するところありますけれども、現在想定している内容といたしましては、まず予算案が必要になります。長期債務負担行為が必要になります。それと、財産取得、これはイオン九州上峰店の取得時、これの上程議案が必要になると思います。また、先ほどから申し上げている事業契約した際の仮契約、これを本契約にするための議案、それとPFIを実施する際に取得した財産に事業者用に私権を設定する議案、こういったものが考えられます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

この質問をさせていただいた意図というのが、開業が2021年の7月であるということで、非常にタイトなのではないかなというふうに考えていて、タイトなスケジュールに対して細かいタスク、明確に何をしなければいけないのかというマイルストーンというか、そういう部分が把握できてなければ、円滑なスケジュールで進めることが難しいのではないかなと思って質問をさせていただきました。

今、聞いた中では、関連議案についてはそのような形で想定があるかと思うんですけども、契約締結後は本件については、今、この要旨の4のスケジュールについては、開業までのスケジュールという質問で考えていたときに、その管理をするのは民間というか、SPCが実施するものという解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

開業までのスケジュールということですけども、まさに、今、新聞紙上とか出ております、2021年夏というスパン、一つのメルクマールといいますか、マイルストーンといいたいでしょうか、一つの指標が出ているわけですけども、競争的対話の中でも実際こういうスケジュールに無理がないのかどうなのかというのは当然確認しなきゃいけないことなんです。ですので、それに応じたところで提案事業者さんのほうで逆算をしながら、工法、工程とか、あるいはどういう手法を用いるのか、SPCをつくるのであれば、SPCを組成する時間というの必要になってくるんです。もしSPCが受け皿としてできなければ、こちらのほうも事業契約というのが若干遅延したりとかいうリスクも考えられます。ですので、そういった種々の、同じような細かいタスクが同時並行的に数本動いている中で調整をしながらやっていくというような作業が今度私どもに求められてくるような状況になりますので、そこを整理しながらやっていくというような形になるだろうというふうに思っております。

また、開業までのスケジュールというのは、実際には応募事業者さんの提案内容、これによってそこから逆算していただくだろうというふうに考えておりますので、ちょっとこの場での

憶測での言明というのはなかなか難しいというふうに御理解いただければ幸いです。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中では、提案してくる内容、企業が逆算したときの時間、コース等を見積もったときに、今私が読んでいる資料というのが中心市街地活性化事業募集要項の内容で、スケジュール案（予定）と書いてあるので、オフィシャルなコメントではないかなと思うんですけども、遅延する可能性も場合によってはあるという旨、円滑に遅延のないよう進めていただきたいところではあるなというふうに強く要望しております。

同僚議員から本件に関してさまざまな質問がありましたので、私はちょっと角度を変えて質問したいなというふうに思っているんですけども、角度を変えてというか、済みません、重なる部分もあるのかもしれないんですけども、町民の方々が関心としまして、やっぱり一番気になるのは何ができるのかということだと思っておりますけども、さきの答弁の中では公開することは言及できないというお話あったかと思っておりますが、概要とって、こういう機能というか、こういう目的を持った施設等ぐらいであれば、掲示できるのであれば御答弁いただけないかなというふうに思っていて、本件につきましては、町民の方々が多く注目されている内容であるかなと思っておりますので、何とぞ答弁いただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

機能的なものということでございますけども、まず商業ベースの施設ですね、日用品の買いまわりも含めたところでの商業ベースの施設、これは必要だと当然考えております。

それと、また要望が多い中ではブックカフェ、そして子供が学習できるような自習室だったり学習スペース、そしてギャラリー、あと情報発信ができるような、そういった含んだところのメディアテークと言われるもの、そして健康増進施設、子育て支援施設、それに加えたところで、いわゆる地域振興施設、これは道の駅を含んだところ、仮称なんですけども、道の駅を含んだ地域振興施設、それと周辺には集合住宅というもので私どものほうは一旦のところ整理をさせていただいているという状況でございます。

○1番（鈴木千春君）

機能という部分でブックカフェであったり商業スペース、各種ギャラリー等ということで答弁いただいて、理解いたしました。

先ほど同僚議員の中で質問があったかと思っておりますけども、民にかかわる部分については、採算を見込める事業でなければ誘致できないという話あったかと思っておりますけども、公共施設というか、官で運営する事業、施設についてはまだ町民の方々が要望される内容によっては反映できる可能性があるというふうに話を聞いていて思ったんですけども、そういう公共施設に関してはまだスケジュール的に受け入れるような状況にあるのかということをお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一応民と官に何かを区分して言っているわけではないんですね。あくまでも予算を積算する際においては、公の部分に関しての費用に関しては、サービス対価については町のほうが負担する、あくまでも民のほうにつきましては、民のほうのテナント料とかリース料とか、こういったサービス対価、こういったものに応じて運営をしていただく、それは独立採算事業というような言い方をするんですけど、民のところに関しては独立採算で運営していただいて、公のところについては公のサービスを入れますので、その公共的なサービス事業でやっていくということですのでしております。

これの中の提案内容とかも含めて、基本、私ども要求水準の中で、こういうような機能をとという形で入れてはいるんですけども、それに関して最終的には民間の事業者さんがそれを含めたところで提案をしてくるものに対して、それがいいものなのか、それとも余りマッチしてないものなのかということ議論していくというような状況になるんですよね。ですので、今から入れるとか入れないとか、そういう話ではちょっとないような状況には、基本的にはなっております。ただ、要求水準を作成する段階で、一定程度水準として私どものほうも町民の方含めて、いろんな団体の方も含めて一定程度の整理をしないと、提案事業者のほうも何をつくっていいのかわかんないというのが正直なところあると思います。ですので、私たちのほうとしてもこういったものに関して、要望が高いものに関しては水準書の中に入れていくという形で整理をさせていただいているというような状況でございますので、そういった御理解でいただければよろしいかなというふうに今のところは思っております。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁からすると、要は結論としては入れ込むことは難しい、入れ込むというか、そういう概念というか、そういう話ではないのかなというふうに理解しました。

ただ、募集要項を見ると、事業スケジュールの維持、継続、運営に関しては、開業日から20年以上を基本とするという旨、記載がございます。一度21年の7月に建物が建って、中のテナント等、施設が決まったときに20年間、そのまま継続していくかどうかということは、変わる可能性も当然あるかなと思うんですけど、その変化の中での要望が可能であるならば、ぜひ取り入れていただけないかなということを強く要望して、この質問は終わります。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の5番目、中心市街地活性化事業に対する町長の意気込みを、町長の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

鈴木千春議員の質問でございます、中心市街地活性化事業について、中心市街地活性化事業に対する意気込みということでお尋ねをいただいております。

これは繰り返し、壊れたテープレコーダーみたいに申し上げて大変恐縮ですが、4条件、中心市街地に人だまりをつくるという目標を持ちながら、人を呼ぶ公共施設と大きな商業施設と、また歴史的史跡と温浴施設の一体的なデザインコードを整えて、人だまりがしやすい環境をつくっていくということを前提に今回中心市街地についてはできるだけスピーディーな取り組みを見せていきたいと思っております。

小さな核を拠点として広げていくことでしか、現在の地域の発展はないと言われております。商業施設を2つ核をつくって、その間にモールをつくって、2極1モールと言うそうなんですけども、そういうまちづくりはもう終わっていて、小さな核を広げていくこと、これによって活性をつくるのが初めてできるということですので、さまざまな御意見を聴取をこの間してまいりました。ブックカフェであったり、公園広場であったり、健康づくりジム、あるいは公営住宅、6次化の拠点、さまざまな御意見をいただいたこととあわせて、本町でできること、この駐車場の機能を少し強化していくためにも公共交通バスのプラットフォームにしていきたいと思っております。今月に巡回周遊バスがその始動をしますが、この中心地ができた際には、そこを拠点に動いていくような形に整えていければというふうに思っておりますし、景観にも配慮するという意味でいいますと、電柱の無電柱化についても県に強く働きかけていきたいというふうに考えております。

また、今や電気自動車の時代でありますので、充電の拠点となるような取り組みができないかという思いもございませうけれども、こういうのは周辺の県道等の対応で可能な部分もございませうし、本町独自の取り組みとしてできる分もありますので、そういうさまざまな考え方をしっかりと施策を集中させて、この地域の活性に努めていきたいというふうに思っております。

○1番（鈴木千春君）

今、町長の意気込み、お伺いさせていただいて、まさに先進的なのというか、無電柱化とか新しいことに積極的に取り組まれているということを改めて認識しました。

加えて、中心市街地活性化事業につきましては、上峰町の今後を左右する重要なテーマであると同時に、注目をされているという状況はある中で、町から発信、セミナー等を行ったりとかプレゼンを5月にするとかというお話あるかと思うんですけども、具体的に何をやるのかということが町民の方の耳に周知されていない印象を受けておりますので、事業を進めていくに当たっては、町民の方々にもそういうことを積極的に発信していただいて、町がやろうとしていることを町民の方々が応援する、そのような中心市街地活性化事業になればいいなということ強く要望して、この質問を終えます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項2、ゴミ処理等環境衛生について、要旨の中で、イオン閉店に伴う弊害として、

イオンが行っていた店頭での資源ごみの廃棄ができなくなってしまうことについて、町として対策はあるか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

鈴木議員の御質問でございます、質問事項の2、ゴミ処理等環境衛生について、要旨の1でございます、イオン閉店に伴う弊害として、イオンが行っていた店頭での資源ごみの廃棄ができなくなってしまうことについて、町として対策はあるかという御質疑でございます。御答弁させていただきます。

2月末に閉店されましたイオン上峰店では、事業系の資源ごみとしまして、トレー、ペットボトル、またはボトルキャップ等を独自の取り組みで回収をされておったということが事実でございます。この資源回収につきましては、イオンのほうへお買い物に行くときに、前回イオン等で購入された物品の中の資源ごみをイオンで出されていたものと思われま。この回収事業につきましては、イオンが環境問題の取り組みの一環といたしまして、リサイクルを目的とし、実施されていたことと思っております。

今回の閉店に伴いまして、町民の方より問い合わせがあれば、町といたしましては、3Rの推進対策として、なるべく町内各地区で行っております資源ごみ収集日に出していただくか、または鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおきまして直接持ち込むという方法、直接搬入方法でございますが、こちらのほうを周知を徹底いたしまして、分別ルールの指導等も同時に行っていきたいというふうに考えておるところでございます。毎月広報にて前年度比でごみ処理の増減をお知らせをしておりますが、資源回収が横ばいの状況でございますので、環境の変化をこの機会に回収の増を推進していければというふうに考えておるところでございます。

鈴木議員が御心配されるとおり、配置する場所が減ることは住民の方々にとりましては不便になることにはなりますが、出す場所をふやす、またあるいは収集回数をふやしてごみを出しやすくしても、ごみの量というのは大きくは変わらないというふうに現在の推計上思われます。ごみを出す人の意識改革が資源ごみ回収につきましても、今後大きく関係してまいることと思っております。分別をする、しない、またはここまでは分別をする等、個人の考え方としてはいろいろと思いますが、正しい分別方法の周知を徹底することによりまして、可燃ごみが資源ごみになり、可燃ごみが減少するよう取り組んでいるところでございます。

可燃ごみは袋代がかかりますが、資源ごみにつきましては、コンテナ収集で実施を現在しておるところでございます。原則、袋は不要となります。最終的には町といたしましては、ごみを出さない生活を心がける意識づけというのを持つように住民の皆様に促進、推進をしていきたいと思っておりますので、御理解または御協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁中でありましたとおり、本質問をした意図と目的につきましては、まちづくりプランの後期分野別計画の中に記載のあったアンケートを実施した、その結果を見たんですけども、今後の重要度にごみ処理、リサイクル等の状況が上位であったことと、同資料のごみ処理、環境衛生において3R運動に取り組んでいる町民の割合が80%ということで、大変町民の方々積極にごみの分別に関しては行っているのかなというふうに思ったため、イオンがやっていたサービスなので、厳密には町は関係ないことなのかもしれないんですけども、やっぱりこれだけ注目度が高くて、ごみを分別するという意識が高い方が多く、かつ平成33年まちづくりプランの中では、平成33年までに86%の3R運動の割合を目指しているということもありまして、イオン閉店に伴ってそういうことで家庭にごみがたまってしまって、分別するのが手間で燃えるごみの中に捨ててしまう、そういう町民の方がふえてしまえば、この数字を下げってしまうのではないかなということを感じて、この質問をした次第でございます。

答弁中でありました資源ごみの回収の機会をふやすことであたりとか、別途資源ごみの回収の場所をふやすということは、今のところ考えられてないということだったかなというふうに思っていたんですけども、そもそも以前は役場の横の駐車場で資源ごみを回収していたという経緯があるという旨伺っておりました。まず、その役場の隣でやっていた資源ごみがなぜ廃止されたのか、その理由について答弁いただければと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

鈴木議員おっしゃいますとおり、数年前まで役場の横、ちょうど舗装のところになりますんですけど、あちらのほうで分別収集をやっておりました。その当時、もう御存じのとおりでございますが、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ、鳥栖の広域でございますが、鳥栖、みやき、上峰、1市2町で構成しておりますごみ処理施設、そちらのほうでリサイクルプラザを建設いたしまして、そこに要するにごみをやっぱり、議員おっしゃいましたとおり、可燃物を減らして、なるべく資源化をやっていこうと。要するに3Rの運動を展開していこうということが第一の目的でございます、でもしかしながら、やりましょう、やりましょうではなかなか住民の方たちにどうやって分別をやっていいのかということがまずわからない、住民の方、書面で差し上げてはなかなかわからないということが当然ございますので、まずもっては役場の横を使いまして、要するに分別の方法ですね、方法はこういうものだというのを試験的に、婦人会の方であるとか、地区の区長様方であるとか、そういった方たちも中心になりまして、最終的には現在39カ所の拠点を立てております。39カ所の拠点に持っていきけるように、皆さんの住民さんたちの分別意識を高めるという意味合いで、役場の横で職員が1日ついてやっていたという経緯がございます。そのことが地域のほうにも広がって、現在39カ所で分別収集を行っておりますけど、ほぼ順調に資源ごみが伸びているという状況

でございます。

この資源ごみと簡単に言いましても、この資源化されたごみというのは有価物でございます。有価物でございますので、上峰町としても鳥栖・三養基西部のごみ処理施設のほうに大きな負担金を払っておるところでございますが、その資源化の一部というのはその負担金に還元されるということも当然にしてございますので、そういったことで排出物は燃やすほうは減らして、資源化できるものをちゃんと分別してふやしていくという取り組みを今後も町としましては推進をしていきたいというふうに考えている次第でございます。役場の横でやっていたことが現在につながっているというふうに私は考えておるところでございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、役場の横はごみを廃棄する場所というよりは39カ所持っていけるための教育というか、指導というか、そういう意味合いで実施していたという旨、理解しました。

本件につきましては、私の知り合いからごみを減らすというお話だったかと思うんですけども、日本はアメリカに次いでペットボトルの、正確なデータではないので断定的な言及はできないんですけども、世界有数のペットボトルの排出国であるという旨、相談があつて、そういうことをこういう立場になって話を聞く機会があつたので、ぜひともこの場で質問させていただければという趣旨で今回の質問をさせていただきました。

また、ホームページ等を見ると、教育等いろいろ別の何かセミナーとかシンポジウムでもないんですけど、やられているという活動を目にしております。だから、そういう成果もあつて、ごみの分別の割合が80%という数字になっているのかなということで、何とか33年までに86%になるよう、引き続きの努力を強く要望して、この質問を終えます。以上です。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、雇用対策について、要旨の1番、現在の町内事業所従業員数は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。鈴木議員の質問の質問事項3、雇用対策について、要旨1、現在の町内事業所従業員数はについて答弁させていただきます。

統計調査であります平成28年経済センサス確報集計の数値による従業員数によりますと、上峰町の第2次産業と第3次産業を合わせた従業員数は4,529人となっているところでございます。

以上で質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

本質問をした意図としましては、これもまちづくりプランの後期分野別計画を見て、町内事業所従業者数の数字が1,600という数字だったんですけども、町内で働いている人の数と

いうのは4,529人ということでしょうか。ちょっと補足で説明をお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員の再質問の従業者数、私が申しました4,529人の数字と、まちづくりプランに掲げております平成27年度実績数値1,600、平成33年目標1,800というふうなところの数字についてでございますが、このまちづくりプランに挙げておりますところで、まちづくりプランの78ページ目に雇用対策についてのところで、成果目標のベンチマークがあるのですけれど、この数値につきましては、一番最初のほうの、この計画策定に当たりまして、町民の方にアンケート調査を実施したというふうなところの数字で、その数字の回答によるところではないかなというふうなところで考えるところです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

アンケートに関する回答の数というか、その人数だという旨、理解しました。この質問をした背景のもう一つの理由として、イオン上峰店が閉店したことに伴って、町内の雇用が減る見込みがあったので、その件について質問させていただいた次第でございます。

この町内の働いている従業員数というものは、減少傾向なんでしょうか、増加傾向なんでしょうか、その旨答弁いただければと思います。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の町内雇用の現状の状況でございますが、先ほど申しました経済センサスによる数値としまして、確報集計の一番新しいデータをお伝えしたいと思うところで、先ほど4,529というふうな数字を出させていただきました。確報の集計ですね、ちょっと新しい数字を持ってきたものですから、従前の経済センサスの数字ですね、そういうふうなところを見ますと、平成28年の経済センサスの数字と比較しますと、1次産業も含めての数字しか28年の経済センサスの数字はわからないんですけど、この28年の経済センサスの1次、2次、3次の合計値が4,603でありまして、今回、新しい確報集計の数値としましての1、2、3の産業の合計が4,535となっておりますので、横並びであるというふうなところ、若干減ってきているというふうなところの数字が見てとれるかなというふうなところと思います。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今のお話だと、基本的には維持しているけど、若干の減少があるという話かと思うんですけども、次の雇用促進に向けた取り組みと重複する部分がありますので、本件につきましては以上とさせていただきます。次をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

要旨の2番、雇用促進に向けた取組みはということで、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の質問事項3、雇用対策について、要旨2、雇用促進に向けた取組みはについて答弁させていただきます。

雇用対策としまして、鳥栖公共職業安定所と管内市町で構成する鳥栖地区雇用対策情報交換会を設けて、雇用の施策の推進に関する連絡調整、情報交換等を行っているところでございます。

雇用促進に向けた取り組みとしましては、ハローワークで開催される求人説明会等の案内周知について行っているところでございまして、今後も連携して町内での就職面談会や企業説明会の設置についても検討してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

雇用対策に対する取り組みとしてハローワークの案内であったりとか企業の募集の要項を周知するというような答弁であったと理解しました。

やはり人口をふやすに当たっては、移住等を考えたときに仕事の問題というのが当然最重要というか、重要なテーマであるというふうに思っております。また加えて、ハローワークの案内なり企業の募集の要項等の中で、こういう要望があるのかわからんのですけども、私の知り合いの方で子育て世代の母親が、お金が必要な状況にあるにもかかわらず働ける時間が、いわゆる9時から18時の間でとれないというような話あります。聞いております。そういう方々を対象に在宅でもできるような業務とか、そういう雇用等があったら、ぜひとも町民の方々に公開等していただければ、そういう方々の課題を解決できるのではないかなというふうに思っておりますので、引き続きの雇用対策を促進していただく取り組みをしていただければというふうに強く要望して、この質問は終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項4番、農業の振興について、要旨の1番、後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた取組みはということで執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の質問事項4、農業の振興について、要旨1、後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた取組みはについて答弁させていただきます。

確保の取り組みとしまして、新規就農につきましましては、新規就農希望者の相談があった場合は、町、農業委員会、農林事務所、普及センター、農協が一体となり、ワンストップ就農相談窓口により就農相談を行いまして、支援しているところでございます。

また、育成に向けた取り組みとしましては、三神地区青年農業者連絡協議会を設けまして、

広域で取り組んでいるところをごさいますて、鳥栖・三養基地区及び神埼地区の青年農業者が4Hクラブとして集い、連携を深める活動もあつているところで、ほかやつてやろう講座や新規就農者農業基礎講座、またステップアップ研修を実施しているところをごさいます。

以上をごさいます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、取り組みというか、相談があつた場合にノンストップ就農の相談等をやつてやろう講座ですか、そういう仕組みについては伺うことができました。

では、実際に農業をやりたいと思つて相談がある実績というか、件数、新規就農者、就農を希望される方の件数等について答弁いただけますでしょうか。お願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の就農相談の件数につきましてですけれど、今年度におきましては1件の相談を受けているところですか。前年のところでいいますと、私の記憶のところですが、前年、相談はなかつたかなというふうなところで記憶しておりまして、最近のところで1件の相談があつているところを現状でちょっと把握しているところですか。

以上をごさいます。

○1番（鈴木千春君）

実績件数については、前々年が0件で、昨年と本年というんですかね、1件であつたという数で、余り多い数字ではないんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、新規就農者を何か促進するような広報であつたりとかPR等は、町として何か実施されていることはごさいますでしょうか、答弁のほうをお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員再質問の町での新規就農に向けたPRは、紹介はというところで答弁させていただきます。

先ほど申し上げました新規就農者の基礎講座、こういった募集のときに、こういう基礎講座を開催しておるところで、門戸を開いてなるだけ多くの方にこの農業者の、何分何をしていいかわからないとか、こういったところに取り組んでみたいというふうなところで門戸を開くようなところで広報周知に努めているところで、先ほど申しましたそういったところでうちのほうに何かやりたいというふうな相談がありましたら、希望します営農の品目ですか将来どういうふうなことがしたいですかとか、今から営農するに当たつてどういったことが必要のところについて相談を受け付けるところで、講座の周知等含めて周知を図っているところでありまして。

以上をごさいます。

○1番（鈴木千春君）

基礎講座の開催によって進めているという旨、理解しました。

新規就農者に関してはそういう取り組みを進めていただいているという状況ではあるかと思うんですけども、やはり実際に問い合わせが来る方が、先ほどの中では0件、本年度に関しては1件という少ない数字だったので、こちらのほうを何とか数字を上げられるような取り組みをしていただければというふうに思っております。

なおですが、現在既存の農家の方々に対する承継の明確化ということは町では調査されますでしょうか。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員再質問の現在営農されておられる方の承継者、次の担い手について把握できているかというふうなところで答弁させていただきます。

全ての農業者につきまして、後継者がいらっしゃるか、そういうふうなところでの把握は町の産業課のほうではできてないところではありますが、町での認定農業者様につきまして、次の承継されるような方がいらっしゃるかについてのところは把握しているところで、お答えとしましては、認定農業者についての把握はできているが、他の一般の多くの方についての細微についてまではちょっと把握できていないというふうな状況でございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁で認定就農者については数字を把握してるという話であったかと思うんですけども、これは安易な考えというか、ジャストアイデアに近いようなものなのかもしれませんが、新規就農者と農業を継続しないという方をマッチングするとか、そういう取り組みがあれば多少、就農希望者が少ないのであればなかなか難しいことなのかもしれないんですけども、就農促進、新規就農者の方をふやせる可能性につながるのじゃないかなということも考えられるので、そういうことも検討しながら、農業振興に関しては進めていただければということ強く要望し、本質問を終えたいと思います。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、6次産業化の促進に向けた取組みは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の質問事項4、農業の振興について、要旨2、6次産業化の促進に向けた取組みはについて答弁いたします。

同僚議員の一般質問の答弁と一部重複するところがございますが、答弁させていただきます。

6次産業化の推進としまして、加工する農産物につきましては、国の水田活用直接支払交付金を活用しまして助成の対象とし、田を活用して野菜等の作付について推進しているところ

ろでございます。

さらに、暗渠排水に水位制御の機能を付加したフォアスを整備した圃場におきましては、これを活用した多様な露地野菜の展開についてもつなげていきたいと考えているところです。

また、商品開発や販路開拓及び試作加工品の検討につきましては、佐賀県地域産業支援センター内にあります佐賀6次産業化サポートセンターにより支援し推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の中で、6次産業の促進については、フォアス事業であったり、サポートセンターを活用する等の内容で進めていただいているという話は理解できました。

ただ、6次産業は1次産業が2次産業である加工して、3次産業であります1次、2次以外の業務、例えば販路の部分ですね、そちらのほうをやるということで理解しているんですけども、上峰の農家の方々につきましては、高齢の方も多いいということで6次産業のハードルが高いという相談を受けたことも一方でございます。なので、6次産業に向けた取り組みではあるんですけども、私の仮説になってしまうのかもしれないんですけども、6次産業の促進については若い世代の方々に対する施策で、高齢の方々に対しては何か別途検討する必要があるのではないかなというふうに考えているんですけども、高齢の農家の方々の農業での利益を向上させるための取り組みや施策等ございましたら、答弁いただければと思います。

以上です。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員質問の高齢の方についての取り組みというふうなところで答弁させていただきま

す。議員質問のとおり、6次産業化と申しますのは、1次の生産、2次の加工、3次の流通・販売、農業者の方が1次産業で生産された農作物を加工製造し、それで付加価値を高めて販売・流通させることでございまして、所得向上、地域の活性化というふうなところで上峰町におきましても推進しているところでございます。

高齢者の方に特筆するようなところでの施策というふうなところで申しますと、この6次産業化に取り組まれるというふうな方がとてもバイタリティーがあるというか、多種多様な農産物を栽培してみようというふうな方ですとか、何かにつけて加工して販売してみようと、そういった元気な方がこれに取り組まれているようなところもありまして、そういったところで、もちろん個別のサポートの相談によるところの中では、そういったところの質問を受けて、議員おっしゃいますような高齢の方につきましてはサポートというふうなところは特別に相談を受けるところでもあるかとは思いますが、今一概に高齢者というふうなく

りでサポートしていくようなところはしておりませんで、個別の相談の中でできるところはサポートしていきたいというふうなところで回答させていただきます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今、話の中にありました特筆、高齢の方に対する取り組みというか、施策等は現状ないという話だったかと理解しました。

私、農家の知り合いが多く、農業に関する課題をよく抽出できるというか、相談を受ける環境にあるんですけども、例えばですけど、小規模で高齢の農家の方々を、同僚議員からも同じ質問が出ていたかと思うんですが、法人化する取り組みを促進していただいたりとか、または加工場を誘致して、その加工場に契約するような形で出荷するというか、納品するとか、そういうような取り組みを高齢の方に対しては考えていただき、若い世代の方には6次産業化の促進をしていただければと思います。並びに新規就農者に対してもふやして、上峰町農業の発展にわずかでも促進いただければということ強く要望し、本質問を終えたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これで鈴木議員の質問を全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、4時10分まで休憩いたします。休憩。

午後3時56分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。大川徹也です。このたびの選挙で町民の負託を受けましたので、議員の立場で、町民の代表の一人として上峰町の運営内容を問いただし、また意見を述べさせていただきます。

当然のごとく町行政の仕事に関しては、日ごろより大変感謝をしております。ただ、今回このような立場で物を申し上げさせていただきます。

町は役場のための町ではなく、議会のための町でもなく、ここに住む全ての人々のための

町です。そのために役場があり、議会があります。開かれた、明るく、信頼される町政を推進するために真剣に取り組みますので、行政に時々厳しい質問も出すかもしれませんが、町のためと思って、どうぞ御容赦ください。

私の一般質問通告書を今から議長より許可をいただきましたので、読み上げていきたいと思えます。

質問事項1、日常的に生活支援が望ましい方々に対する行政施策は、要旨としては高齢者、障害者、経済的生活困窮者、乳幼児及び障害児を子育て中の家庭、こういう対象者に対して上峰町独自の行政施策は何が実施されているのか、これをまず問うていきます。

2、町の行政の業務内容について、要旨1、総務課及びまち・ひと・しごと創生室の業務内容は。

2、町来訪者（陳情等）の個人情報の管理内容は。

3、農地・水・環境保全向上対策、（現、多面的機能支払交付金）事業の交付金について、要旨1、2017年12月、大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会（会長、副会長、監事）に対して上峰町は詐欺罪で告訴する意向を示されているがその後、どうなっているかを問います。

2、同地区への農地・水・環境保全向上対策に対する支援の考え方を問います。

4、ふるさと納税の支出の透明化について、1、ふるさと納税の活用状況及び今後のこの制度の運用方針について、2、繰越金を含めない単年度ごとの収支の明示を求めます。

これら大きく4つの質問事項を問うていきます。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番に、日常生活支援が望ましい方々に対する行政施策は、質問要旨の1番に高齢者、障害者、経済的生活困窮者、乳幼児及び障害児を子育て中の家庭等に対して上峰町独自の行政支援策は何が実施されているのか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川徹也議員の質問事項1、日常生活支援が望ましい方々に対する行政施策は、要旨1、高齢者、障害者、経済的生活困窮者、乳幼児及び障害児を子育て中の家庭等に対して上峰町独自の行政支援策は何が実施されているのかについて答弁をいたします。

高齢者に対しては、はり・きゅう・あんま助成事業、健康食品や運動用品交換及び運動無料体験のインセンティブ事業、集団健診や各種がん検診の無料実施、2次検診の無料実施、40歳、50歳を含め60歳、70歳の歯周疾患検診の無料実施、がんサロン事業と介護予防事業として筋力向上トレーニング、転倒予防教室、介護予防3B体操、全員集合プログラム教室、老人クラブへの委託事業として生きがいと健康づくり事業、高齢者配食事業等があります。

平成31年度予算で計上させていただいている事業としましては、認知症高齢者の見守り事業として郵便局との連携事業、新運行形態のコミュニティーバス運賃補助を行う予定として

おります。

障害者に対しては、日常生活用具の給付、日中の一時支援、訪問入浴、移動支援、各種相談事業、重度障害者と福祉タクシー利用金助成等を行っております。

経済的生活困窮者に対しては、福祉貸付金制度や高額療養費制度貸付があります。

乳幼児及び障害児を子育て中の家庭等については、各種相談事業や養育支援訪問事業、育児サークル、母子手帳アプリの導入、保健事業としてフッ化物塗布やフッ化物洗口、男性も含めた不妊治療助成等を行っております。

このように各分野におきまして多岐にわたる事業を行っております。ネットワークをとりながら事業の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

ただいま健康福祉課長よりさまざまな町の施策を挙げていただきました。この施策は人が利用して初めて本当に生きてくるものです。これらのプログラム事業、トレーニング、介護予防事業や老人福祉事業、保健事業、また医療費の助成事業など、実際に町内の対象者のうちどのくらいの割合でそれを御利用されているなどの統計というのはございますでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の御質問の各種事業における統計という点でございますが、各種事業におきまして、利用される方の人数ですとか回数、それから登録者については、各事業ごとに実績を把握しているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ここで、その質問をさせていただいた理由は、私たちが何かしらサービスを提供するときにその利用の恩恵に預かっている方と、またその利用の恩恵に預かれない方、みずからそれを利用しないという方もたくさんおられるかと思いますが、そういったことを町として把握を、対象の事業者に委託をしておられるならば、委託先としてそういったところまでお考えになっているのかなというところをお尋ねをしたかったからお伺いしました。

実は2つほどの事例をここで述べさせていただきたいです。

今、課長のほうから挙げていただいた施策で全て有益だと思えます。しかし、施策はこれだけで終わってはもったいないなと思えました。町民の中にはいろんなニーズをお持ちの方がおられます。もちろん、全て個々に対応するというのは難しいものだと思います。行政が何でもやるということは不可能であるということも重々承知しております。ただし、行政の住民福祉のサービスに資する、そういう団体であるというところを念頭に置きますと、他のニーズがどこにあるのかをリサーチしなければ、声なき声を拾うことはできないかと思えます。私たち議会議員もその役割の一つを担っていると思えます。

2つの例を提示します。60代前半の男性です。ことしは年末から続けてインフルエンザが猛威を振るいました。私が知っているその60代の男性はひとり暮らしです。ちなみに、65歳以上になっていないので、高齢者としては位置づけられず、災害等の要援護者名簿にも通常は載らないようです。たまたまでしたが、電話をしたときにすごくぐあいが悪そうでした。本人はよかよかと言って、電話を切ろうとしたんですが、家まで行ってみました。すると、熱が出て体の節々が痛いということでしたので、すぐさま一緒に病院に行きました。インフルエンザでした。私はそのときに思いました。ひとり暮らしの方で、また頼れる身寄りの方が近くにいない方がこのような家でひとりで苦しんでいるときに、また救急車を呼べばいい場合ももちろんあると思うんですが、なかなかそこまで思いが至らない方々も少なくないかと思えます。そういった方々を地域で見守るために、何かしらできないかというふうに考えました。民生委員さんや区長さん、彼らが主にそういう方々を見守る役目にあると聞きました。しかし、このように例えば要援護者名簿に載っていない方々などは自分たちの見守りをするという視界から消えてしまいがちになります。

また、もう一人例を挙げます。70代前半の男性です。彼は車椅子生活をしています。頭のほうはとてもしっかりしておられます。彼は他県のほうから数年前に当町に引っ越しをしてこられました。聞けば、特に強い何かしら御縁があってこちらに来られたわけじゃないそうです。彼はこのように言われました。話し相手が欲しい、情報交換がしたいということでおっしゃったので、老人クラブなど、また将棋や囲碁の、そういうクラブを御紹介しましたが、いや、おいはもう将棋も囲碁もしきらんけん、それと別の方に相談したらしいんです、その方が。そしたら65歳以上なので、介護のデイサービスなどを勧められたそうですが、そういったところにも行きたくない。とにかく自分は同じ境遇の方と話がしたい、情報交換がしたいと、そのようなニーズをお持ちでした。

このように私たちは、例えば、65歳以上で介護が必要で、でもその方は自分で車にも乗れるんですね、運転をされます。ともすれば既存のサービスに当てはめるといようなことをやりがちです。このような方にはピアカウンセリングなどの、そういった場というのは適当かなというふうに思いました。ちなみに、ピアカウンセリングとは障害を持つ当事者同士が支え合って、隔離されることなく平等に社会に参加していくことを目指したものですが、このような数としてはそんなに多くないかもしれないけど、本当に日常の生活で緊急時はどうしようか、病気や災害時、そして何とか日常生活は家の中でやっているんだけど、本当に話し相手がいなくて寂しいと、こういったニーズに対して町が直接してほしいということは望みませんが、町として何かしら、今あるいろんなネットワークを使ってでも新しいそういうサービスを、新しいというか、何かしら助けになるようなことができないかというお尋ねでございます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の新たなサービスを展開できないかという御質疑かと思ひます。

身近な住民の方の実態をお知らせいただけたのかなと思ひております。高齢者の生活支援ですとか介護予防サービス、こちらの体制整備を推進していくというところで、本年度から行っておりますのが、生活支援コーディネーターという者の設置をしております。そちらが中心となりまして、各地域でネットワークづくりというものを立ち上げようという準備を進めております。そこには町が行っているいろんなサービスを受けられない方、地域で何のサービスもなくおひとりでお住まいの方というところの、そういう独居の方ですとか、サービスを受けていらっしゃらない方、そういう方たちに住みなれた地区の中にそういう居場所づくりというものをつくっていかうという動きをしております。今年度から準備をしまして、企業体というものを発足し、来年度に向けて居場所づくりについては事業を進めてまいりたいと思ひているところです。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

大変頼もしい御回答いただきました。

それと同時にもう一点、例えば、見守り体制ですね、要援護者名簿というのは65歳以上と基本的に、それも申請してから名簿に載せられるということを知っているんですが、身内がない方や、またそういうものがあるということを知らない方というのは少なくないかと思ひます。で、そのような見守りをしていくに当たって、みずから来られる方々というのは少ないと思ひるので、アウトリーチとかよく使いますが、こちらから手を差し伸べて、そしてそういった自分たちの支援の輪の中に入れていくという、そういう手法がありますけれども、町としてはそういったことをすることについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの大川議員の御質問の手を差し伸べてくださる方、そういう手法でサービスがないかという御質疑かと思ひます。先ほどの続きになりますけれども、居場所づくりをつくるに当たりましては、地域でリーダー的存在となられる方、区長さんを初め、また民生委員の方にも御協力をいただくこととなるかと思ひますが、そういう方たちに地域での独自のネットワークづくりというものを進めていっていただきたいと思ひまして、その事業を進めるに当たって町がどういう形で持っていたほうが事業が一番うまくやりやすいのか、その居場所づくりについては、有事の際の緊急避難の際にどういう動きをすればいいのかとか、介護予防や高齢者の支援とかではなく、生活をする上で全体の取り組みとして地域で支え合う、そういうネットワークづくりを目指しております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

期待しております。また、今後の推移を見守らせていただきたいと思ひます。

このように既存のサービスに対して当てはまらないような方々に対する支援の目を行政が今後も続けてもってやってくださることを願って、この質問について終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2、町の行政の業務内容について、要旨の1番、総務課及びまち・ひと・しごと創生室の業務内容は、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

私のほうから大川議員の質問事項2、町の行政の業務内容について、質問要旨1、総務課及びまち・ひと・しごと創生室の業務内容はどの御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、総務課の業務内容について御説明をいたします。

業務内容につきましては、多岐にわたっておるため、主な業務について御説明を差し上げたいと思います。

まず、総務課の組織編成ですが、係としては総務課1係となっております。業務の大きな区分としましては、庶務と人事に分かれております。

初めに、庶務の内容でございますが、条例・規則等に関すること、公文書の收受・発送に関すること、町議会の招集、議案に関すること、町村会に関すること、区長会に関すること、交通安全に関すること、自衛官募集に関すること、男女共同参画社会の推進に関すること、人権及び同和に関すること、消防・水防・防災に関すること、選挙管理委員会に関することなどです。

次に、人事の業務内容でございますが、職員の定数及び配置に関すること、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること、職員の研修及び福利厚生に関すること、職員の共済に関すること、公務災害に関することなど職員管理が主な内容となります。

以上、大まかなものでございましたが、総務課の業務内容の説明とさせていただきます。

私からは以上です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項2、町の行政の業務内容について、要旨1、総務課及びまち・ひと・しごと創生室の業務内容はに関して答弁いたします。

私からは、まち・ひと・しごと創生室の業務内容についてですが、まち・ひと・しごと創生係におきましては、重要施策の企画及び各種計画調整に関すること、企業誘致に関すること、ふるさと納税に関することなど、施策調整に係る業務を所管をしています。

もう一つ、広報企画係がございますけれども、そちらでは統計調査、国際交流、広報広聴、総合行政ネットワーク、行政情報の電子化、情報公開及び個人情報保護に関することなど、情報管理に関することに加え、町長秘書業務を所管をしてございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

それでは、今、総務課及びまち・ひと・しごと創生室、それぞれの課長、室長よりお話を伺いました。

続けて、②町来訪者（陳情等）の……

○議長（中山五雄君）

これは次です。

○2番（大川徹也君）

済みません、失礼しました。

それでは、次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

そしたら、次に進みます。

要旨2、町来訪者（陳情等）の個人情報の管理内容は、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の町の行政業務の内容についてということで、2番目の項、町来訪者（陳情等）の個人情報の管理内容についてお答え申し上げます。

個人情報ということでございますので、行政用語で申しますと氏名、年齢、あるいは要配慮個人情報でいいますと、本人の人種、信条、病歴、犯罪歴、犯罪歴によって被害をこうむった事実等がございますが、この点については一つ一つ課内において把握した上で、来訪者の方々を管理、データとして管理しているわけではないというふうに各課そうだと思っております。

町につきましては、私につきましては、副町長もそうですが、所掌されている秘書業務を担当されている創設室を通して面会等はございます。その面会の中で必要とあれば情報についてメモをとらせることもありますし、でも個人情報についてメモをとるということではございませんで、何といたしましょうか、データの管理についてはケース・バイ・ケースで対応しているということでございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、町来訪者に対する個人情報のストックはないということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

個人情報というものが議員おっしゃるように、通常私どもが扱う個人情報のことであれば、そのケース・バイ・ケースで対応しているということでございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、町長に陳情に来た人、町長に限りませんが、町に陳情に来た人の陳情内容等の

管理というのはされていますか。もししているなら、どこの部署が行いますか。

○町長（武廣勇平君）

所管の課でございます。その要望内容によって所管課で管理する場合もあれば、管理するような内容でない場合もございます。

○2番（大川徹也君）

去年のことでもございました。平成30年10月ごろ、折しも年明けての議会議員選挙前の政治活動真っただ中でもございました。議会定例会だよりとは別に議会臨時号が刊行されましたが、その際に町長に陳情、実情を述べて善処を依頼するということが陳情ということですが、に
来た町民と、また別日に来た私たちの同僚議員の固有名が出た、固有名を出し、陳情態度や内容等を過失を取り上げて非難をしていましたが、内容の詳細や審議はここでは議論はしませんが、それは議会という公の場でこのように個人を特定する個人情報に公にした上で陳情内容をも公にするということは、個人情報保護法の観点からどのような理由でこれは抵触しないのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

やはり議員がおっしゃっているのはプライバシーの話で、個人情報とはちょっと違うと思えますけれども、私どもは個人情報に配慮した上でですけれども、全国的に個人情報の流出のデータ問題があったり、あるいは不当な要求等に端を発した不祥事件が多発しておる現状に鑑み、国民の信頼が大きく揺らいでいるという、住民の信頼も影響を受けているという点から考えまして、それぞれの陳情、今、議員がおっしゃった陳情に当たるかどうか別として、陳情や提言や要望、要求を初め町政に対する強要、不当要求、恫喝、威嚇等に限らず、町の組織内での報告、連絡、相談が徹底されていないことが、その働きかけのレベルに沿った対応が組織内で統一化できていないことがその背景にあるというふうに考えております。よって、その記録、報告、情報共有の手続を定めて、組織として適切な対応の徹底や行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、住民の信頼に応えることを目的として規定の制定を現在実施をしていこうと考えておりますが、今、議員が語られた案件については弁護士等に相談の上、基本的には公共の利益を確保することを優先するのが私の立場ということで、プライバシーの中身の情報についても、比較考慮の上、公共の利益の確保が優先されるという判断をした上で、この議会で述べてございます。議会から議会だよりを発行されたことについては、私どもの行ったことではございませんが、基本的には先ほど申しました公共の利益を優先する立場で私は発言をさせていただいております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁で、公共の利益ということで、公共の利益がプライバシーよりも優先されるということでもございました。

町長が言うこの際の公共の利益とは何でしょうか。

○町長（武廣勇平君）

このケースについて言いますと、やはり巨額の30,000千円の抛出を正当な権利行使を装って町の事業として執行することが不相当だという判断をしたところでございます。よって、公共の利益の確保のために私としてはそれをしっかりと住民の皆さんにお伝えするという立場で議会にお知らせをしたところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ただいま30,000千円の支出、これは臨時議会だよりに記されている分を見ると、下水道の整備費用のことかと思えます。この30,000千円という金額、またそのやり方について、これが問題だということで議会の場で氏名を出して発表するということが適切であると考えたわけですね。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりでございます。お尋ねがあったもので、御質問にお答えしたという形でございます。

○2番（大川徹也君）

町長をされていると、いろんな陳情者が来られるかと思えます。そして、なかなか難しい陳情もあろうかと思えます。ただ、私思いますに、こういった内容が名前を挙げてでもこれは公表するようなことだったか、ほかに何かしら検討する方法がなかったか、検討されなかったか、お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

この点は議事録を読んでいただくとわかりますが、十分に顧問弁護士にも相談をした上で公表をしたわけであります。すなわち、これが仮に係争案件になった場合に、この案件の主たる構成要件というものをこの名前を出さなければ成立しないというものであれば、それはオープンにすべきだということをもまず1点御指摘をいただきました。

また、職員にですね、私も特別職の公務員ですが、公務員に影響を与える立場、議員であつたり、政治団体であつたり、あるいは政治家の秘書、あるいは職員OB等については、特に影響を与えられる立場であるという認識から、その点からも公表に至った、判断に至ったところでございます。

また、先ほど申し上げておりますけれども、公共の利益の確保のためという視点からも、ここは公表をしてしっかりと、こういう不当要求等が二度と起きないように、本町はまだルールがありません。議会と行政のあり方についてもルールをしっかりと定めるべきだということで、先ほどの規定も4月1日をめどにつくっていきたいというふうに現在考えているところでございます。

○2番（大川徹也君）

今回、影響を与える立場であるということと、係争案件にする場合には、ここで正式に名前を挙げておく必要があるということで、こういった2つの理由から名前を挙げられたということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

係争案件にする場合のために名前を挙げたということではなく、仮に係争事案に発展したということになったときに、この主たる事件の主要な構成要因として必要不可欠な名称であるという点、また先ほど申しました職員OBあるいは議員が関与しているという点、また公共の利益の確保のために比較考慮の上、プライバシーについてもオープンにすべきという判断のもとで議場で、口頭で、この場で申し上げたところでございました。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私は影響を与える立場にあるということについては理解ができますが、もし係争案件というのを特に念頭に置いていないのであれば、本当にその前の段階の何かしら対策ができたのではないかというふうに考えますが、そこは今、町長が述べられたように、そういうお考えであるということで、この質問に関してはこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時53分 散会